

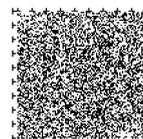
第2期 昭島市地域福祉計画

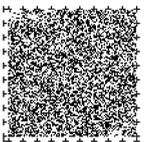
～ 支え合いの輪が広がり
笑顔で暮らし続けられるまち あきしま ～

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

昭 島 市





はじめに

近年、我が国における少子高齢化の進展や人口減少など、社会情勢が変化するとともに、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域社会における状況もまた変化を遂げています。

地域のつながりの希薄化が進むにつれ、これまで地域における見守りや助け合いなどにより支えられてきた高齢、障害、子育て、生活困窮などの世帯において、社会からの孤立など複合的な課題が生じています。

こうした中、国においては、人と人がつながり、住民一人ひとりが生きがいを持って参画し暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指すとしており、本市においても、平成31年度に「昭島市地域福祉計画」を策定し、「支え合いの輪が広がり 笑顔で暮らし続けられる あきしま」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に努めてまいりました。

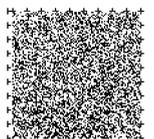
「第2期昭島市地域福祉計画」では、第1期の計画における基本理念を継承するとともに、昭島市総合基本計画における「互いに支え合い、尊重し合うまち」の基本方針を踏まえ、福祉分野の上位計画として他の分野別計画との整合性や連携を図り、その実現を目指すものであります。

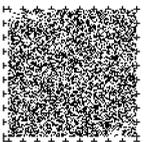
変化の激しい社会経済状況下にあります。市民の皆様が安全で安心な生活を守るため、地域や関係機関と更なる連携を図る中で、これまで以上に地域のつながりや支え合う仕組みづくりの構築と強化を図り、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進してまいります。そして、市民の皆様がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく、暮らし続けられる住みやすいまちづくりに尽力してまいります。

結びに、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、本計画の策定のお力添えを賜りました地域福祉計画審議委員等の皆様に心より感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

昭島市長 臼井伸介





目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

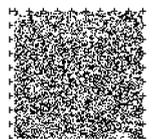
- 1 計画策定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 地域福祉について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 地域共生社会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進・・ 13

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 昭島市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状・・・・・・・・ 29

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42



第4章 施策の展開

- 基本目標1 共に助け合い、支え合う地域づくり 47
- 基本目標2 一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり . . 52
- 基本目標3 安心して暮らし続けられる環境づくり 61

第5章 人権尊重と権利擁護の推進 (昭島市成年後見制度利用促進計画)

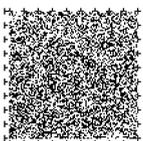
- 基本目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり 69

第6章 計画の推進及び連携体制

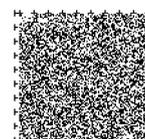
- 1 計画の基本指標 77
- 2 計画の推進体制 82
- 3 PDCAサイクルによる検証 83
- 4 市民への情報発信 83

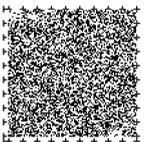
資料編

- 1 用語説明 87
- 2 昭島市地域福祉計画審議会条例 94
- 3 昭島市地域福祉計画審議会委員名簿 95
- 4 昭島市地域福祉計画審議会開催経過 96
- 5 昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会 97



第1章 地域福祉計画の策定にあたって





第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

市民の誰もがその人らしく、生涯にわたって幸せに安心して暮らすことができる「昭島」にするためには、「支え手側」「受け手側」の区別なく、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、助け合いながら、自分たちの地域を市、団体、事業者など様々な関係者が協力して創っていくことが大切です。

本格的な人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行や価値観・考え方、ライフスタイルの多様化による社会変化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢の変化などを背景に、家庭や地域での連帯感の希薄化が進み、地域や家庭を取り巻く環境に変化を及ぼしています。

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、生活に困難を抱えながらも誰にも相談することができず、適切な支援に結びつかずに課題が深刻化する状況なども見られます。

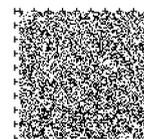
さらに近年では、80歳代の親がひきこもりの50歳代の子どもの生活を支える「8050問題」、子育てと親の介護を同時に担う「ダブルケア」、本来大人が行うとされる家事や家族の世話を18歳未満の子どもが行う「ヤングケアラー」、「ひきこもり」や「社会的孤立」など、福祉課題が複雑化・複合化する課題への対応が必要となっています。これまでも、高齢者、障害のある方、子ども、生活困窮、医療等の分野ごとに様々な支援体制が整えられてきていますが、これら単一の支援だけでは対応することが難しいケースが増加していることから、多様な生活課題、制度と制度の狭間にある問題に対応していくことが求められています。

こうした諸課題に対応していくためには、地域に暮らす人々が状況に応じて「支え手側」、「受け手側」の両方になり、制度の枠組みにとらわれず一人ひとりが自分らしく地域で活躍し、支え合い、助け合いながら生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指していくことが重要です。

国では、平成29（2017）年に社会福祉法を一部改正し、「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進を図るとともに、市町村は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することなどが規定され、令和3（2021）年4月の社会福祉法の一部改正では、重層的支援体制整備事業が創設されています。

また、超高齢社会への進展とともに、認知症高齢者の増加も見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性が高まることから、「成年後見制度利用促進計画」を策定することが求められています。

このような状況の中において、現行の「昭島市地域福祉計画」の計画期間が令和6（2024）年3月に満了を迎えることから、地域での福祉課題の解決を図るとともに、引き続き地域福祉の推進を図り、人と人、人と地域社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現を目指すため、社会福祉法等の改正趣旨や新たな課題を踏まえ、「第2期昭島市地域福祉計画」を策定するものです。



(2) 計画策定の背景（地域福祉等に関する国の動向）

①成年後見制度利用促進法の施行

平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年には国における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の周知啓発や利用支援、利用促進に向けた体制整備を推進するため、市町村において「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を策定することが明記されました。

②地域共生社会の実現

平成28（2016）年6月には、少子高齢化の問題に真正面から取り組むため、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「支え手側」と「受け手側」が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すこととしました。

これを具現化するため、平成29（2017）年2月には、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表しました。この中では、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を改革の方向性として位置づけ、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの改革を実行することとしています。

③社会福祉法の改正

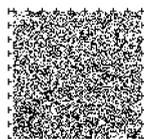
平成29（2017）年6月に「社会福祉法」が一部改正され、「地域共生社会」の実現に向けて、市町村による包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の策定について努力義務化されました。市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。

また、地域福祉推進の理念が規定され、「支援を必要とする地域住民やその世帯が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決を図るよう特に留意する旨」が明記されました。

④重層的支援体制の整備に向けて

令和元（2019）年5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置されました。この検討会では、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせ、専門職による伴走型支援と地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視することにより、セーフティネットを強化し、重層的なものにしていく必要があると提案されました。

令和3（2021）年4月の社会福祉法の一部改正により、市町村における市域住民の多様化・複合化した支援ニーズに対応する、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

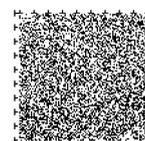


重層的支援体制整備とは

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に整備する事業です。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイト



■近年の国・都の動向

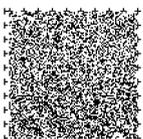
平成28年 (2016年)	5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 6月 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
平成29年 (2017年)	2月 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」 （「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）公表 3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 5月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）
令和元年 (2019年)	12月 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ
令和2年 (2020年)	6月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部改正（令和3年4月施行）
令和3年 (2021年)	12月 第二期東京都地域福祉支援計画策定

■近年の国の状況

- 人口減少、超高齢社会の到来
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係費の増加
- 高齢者、障害のある人、子育て世代といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化（ひとり親家庭を含む生活困窮者、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、虐待、ヤングケアラーなど）
- 多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の流行

これらの状況を踏まえ・・・

- 福祉は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「**地域共生社会**」を実現することが必要となっています。
- 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として、主体的に取り組む仕組みを地域でつくり、市町村には、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備が求められています。
- 分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していく「**重層的な支援体制の整備**」が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた「**新しい生活様式**」での市民の暮らしに併せて、地域福祉活動も「**ポストコロナ**」に対応した取組が行われています。



2 地域福祉について

地域福祉とは、特定の人に限定せず、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳のある生活を送ることができるよう、地域住民やボランティア、事業所、行政、社会福祉協議会などが協力して、「暮らしやすい地域づくり」を進めるため、地域における様々な困りごとを解決していくための仕組みのことです。

個人や家族が抱える悩みや困りごとが複雑化・複合化している中で、公的なサービスを利用しなければ解決できないこともあれば、隣近所の助け合いや支え合いで解決できることもあります。

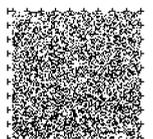
地域福祉を進める上では、『自分や家族でできること（自助）』、『隣近所や自治会等、住民同士の助け合いでできること（互助）』、『制度化された仕組みの中での支え合いや助け合いでできること（共助）』、『住民同士で解決できない問題を行政等が公的な支援で解決すること（公助）』の「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方をもとに、それぞれの役割を果たし連携することが求められています。

また、この4つの視点を重層的に組み合わせ、全ての人々を社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合う、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念に基づき地域福祉を推進する必要があります。

これからの地域福祉では、「地域共生社会」の実現に向け、誰もが「我が事」として参加し、地域が「丸ごと」につながることで、「支え手」「受け手」の関係が地域の様々な場面において、自然な形で相互に表れる地域を創っていくことが求められています。

■助け合いの基盤となる「自助」「互助」「共助」「公助」

- ① 自分や家族でできること【自助】
- ② 隣近所や自治会等、住民同士の助け合いでできること【互助】
- ③ 制度化された仕組みの中での支え合い・助け合い【共助】
- ④行政等による公的な支援【公助】



3 地域共生社会について

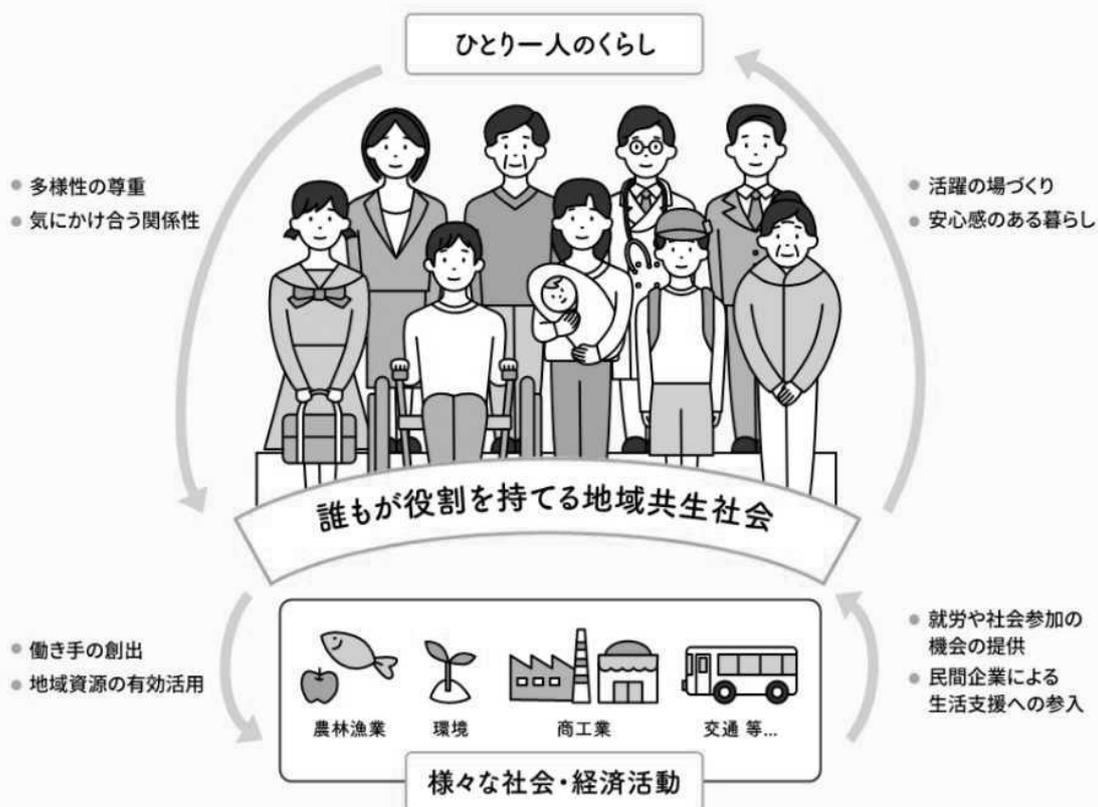
地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

人口減少、超高齢社会の到来や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合うことで、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。また、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

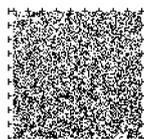
このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、「地域共生社会」の実現が重要となっています。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。



厚生労働省地域共生社会ポータルサイト



4 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画として、近年の社会情勢や国の動向等を踏まえ策定するものです。

また、第1期の計画における取組について更なる推進を図るため、第2期の計画においても第1期の計画を継承しつつ取り組んでいくこととします。

第1期の計画に位置付けられていた「生活困窮者自立支援計画」及び「バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針」について、引き続き本計画へ位置付け、生活困窮者への支援やすべての市民が住み慣れた地域において、安全に安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

また、高齢や障害によって差別や権利侵害を受けることなく個人の尊厳が守られる地域づくりに向け、新たに「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」についても包含するものとします。

■社会福祉法（令和3年4月1日一部改正施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■生活困窮者自立支援法（平成30年10月一部改正施行）

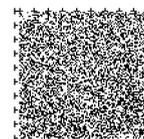
第1条 生活困窮者自立支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

【措置内容】

- 1 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給
- 2 就労準備支援事業等及び家計相談支援、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業の実施

支援を必要とする方の状態に応じてこれらの事業による支援を行い、日常生活及び社会生活における自立促進を図るものとします。

なお、これらの支援によっても困窮状況の回復が困難な状態にあり、生活保護が必要と判断される場合は、適切な対応及び支援につなぎます。



■東京都福祉のまちづくり条例（平成21年10月一部改正施行）

第1条 この条例は、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民が相互に協働し福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は、訪れることができる社会の実現を目的とする（一部抜粋）。

この条例の主旨を踏まえ、本市では本計画にバリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針（下記の2つの考えを併せ持つ）を位置づけ、すべての市民にとって安全に安心して暮らせるまちづくりに努めていくものとします。

※バリアフリーは高齢、障害など特定の方が生活を営む上で障害となる「物理的な障壁」、「制度的な障壁」、「文化情報面での障壁」、「心理的障壁」の4つの壁を取り除くという意味があります。

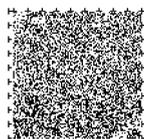
一方、ユニバーサルデザインは誰もが利用しやすいように、はじめから障害のない状態を考え配慮を行うという意味です。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

認知症や知的その他の障害などにより、日常生活や財産管理等において支障がある方を社会全体で支え合うことにより、共生社会の実現をめざす上で、成年後見制度がその重要な手段であるとしています。しかし、その制度についての認知が十分に行き届かず、支援を必要とする方が制度に結びついていないことから、本計画において成年後見制度利用促進計画を位置づけ、支援に努めます。

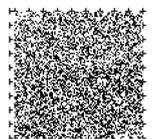
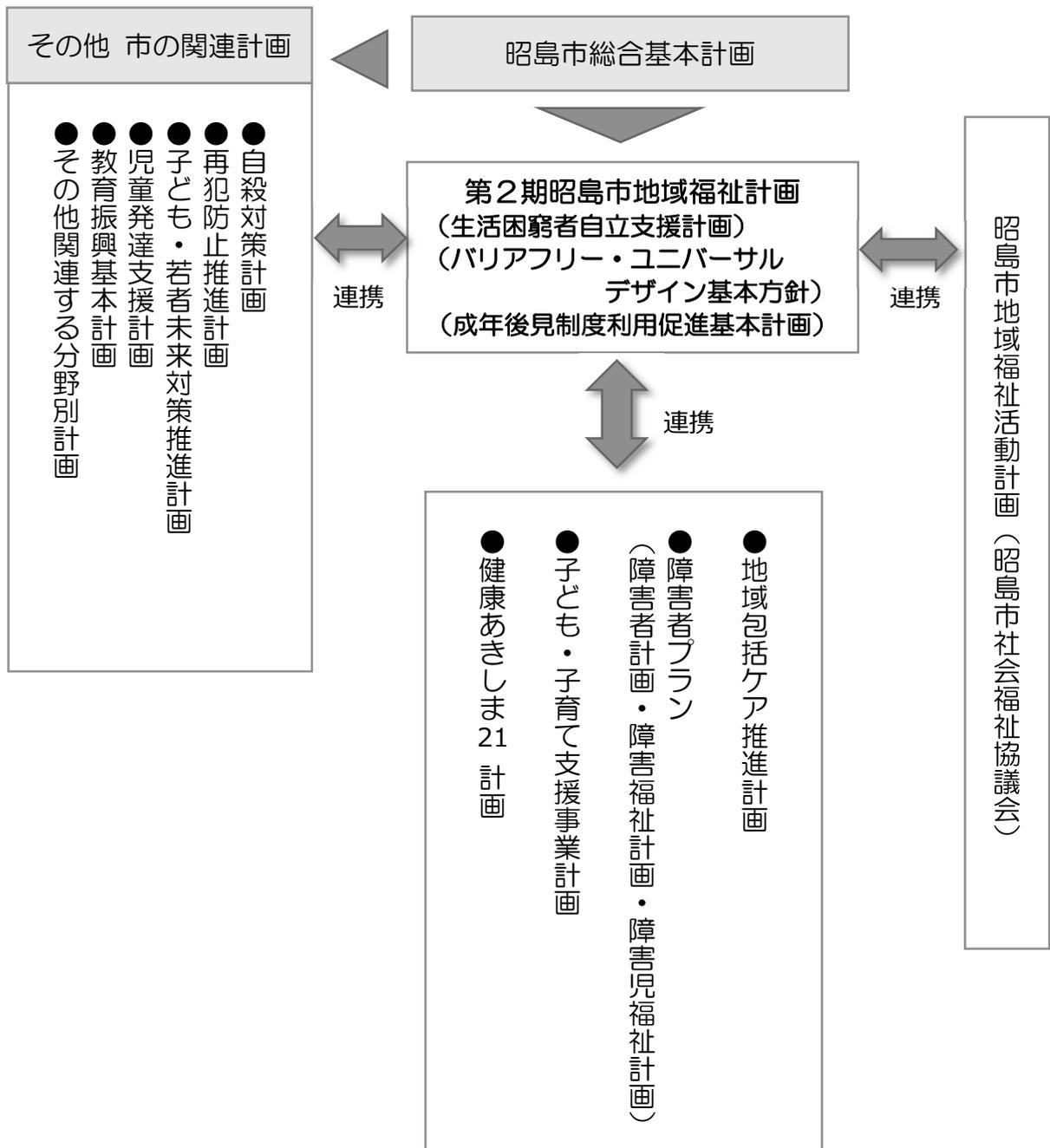


(2) 関連計画との関係

計画の策定にあたっては、「昭島市総合基本計画」に基づきながら、各種福祉関連計画との整合性と調和を図ります。各分野において横断的に地域福祉を推進するために、理念と今後の方向性を定め、福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、昭島市社会福祉協議会が策定し、地域福祉を推進することを目的として、市民や団体等を主体とする具体的な活動を実践するための取組を進める「昭島市地域福祉活動計画」と本計画が車の両輪のように相互に連携し・補完していきます。

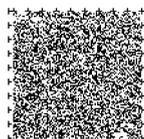
【関連計画との位置づけ】



5 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。
 国や東京都、本市の総合基本計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

主な計画名	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合基本計画	前期計画 (令和4年度～8年度)			後期計画 (令和9年度～13年度)		
地域福祉計画	第2期計画(令和6年度～11年度)					
地域包括ケア推進 計画	令和6年度～8年度			次期計画 (令和9年度～11年度)		
障害者プラン	令和6年度～8年度			次期計画 (令和9年度～11年度)		
子ども・子育て支援事 業計画	2年度～ 6年度	次期計画 (令和7年度～11年度)				
健康あきしま21	令和3年度～7年度			次期計画 (令和8年度～12年度)		



6 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

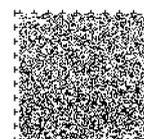
SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられ、すべての国が令和12（2030）年までに達成すべき世界共通の目標です。

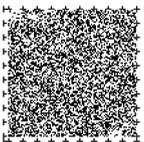
国際社会全体が目指すべき17の開発目標と具体的に達成すべき169のターゲット及び指標から構成され、「誰一人取り残さない（No one will be left hind）」という考え方のもと、持続可能な開発の3側面である「経済」・「社会」・「環境」を統合的に捉え、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を構築することを目標としています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の複雑化・複合化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえた施策の推進が求められています。

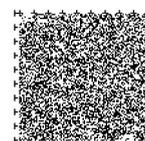
「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。市は社会福祉協議会とも連携を図る中で、SDGsに即した観点を施策に取り入れ、本計画に掲げる取組や事業を推進します。

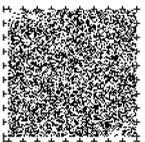
【SDGsの17の目標】





第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題





第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

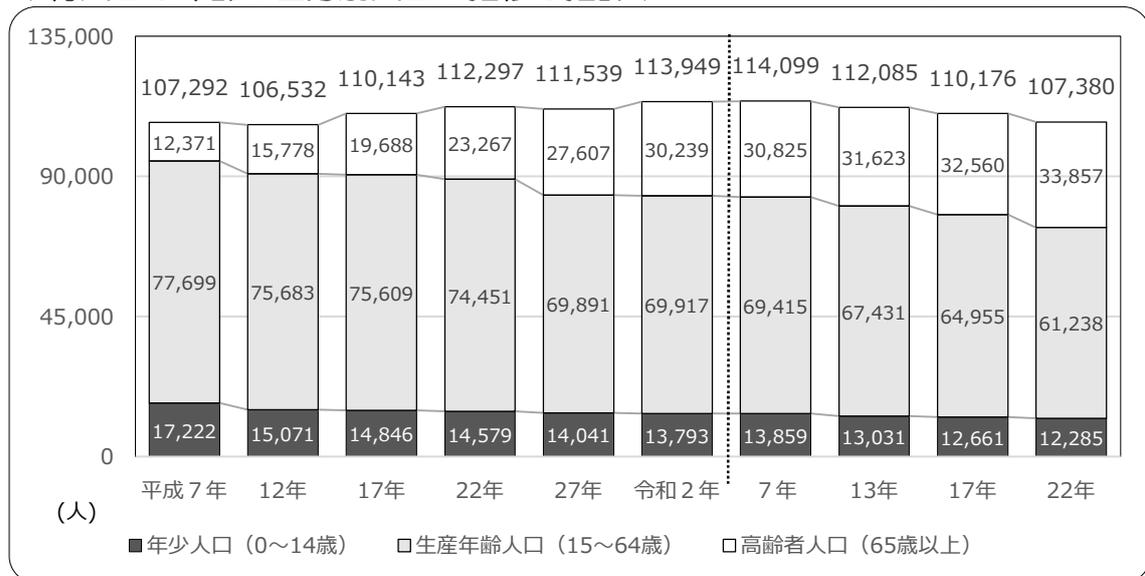
1 昭島市の現状

(1) 人口と世帯の状況

①人口の状況

国勢調査による本市の人口は、微増の傾向がみられ、令和2年には113,949人となっています。年齢3区分別人口をみると、高齢者人口（65歳以上）の増加とともに、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少がみられ、本市においても少子高齢化が進行していることが分かります。また、総人口については、令和13年には減少に転じると推計されています。

◆総人口と年齢3区分別人口の推移と推計◆



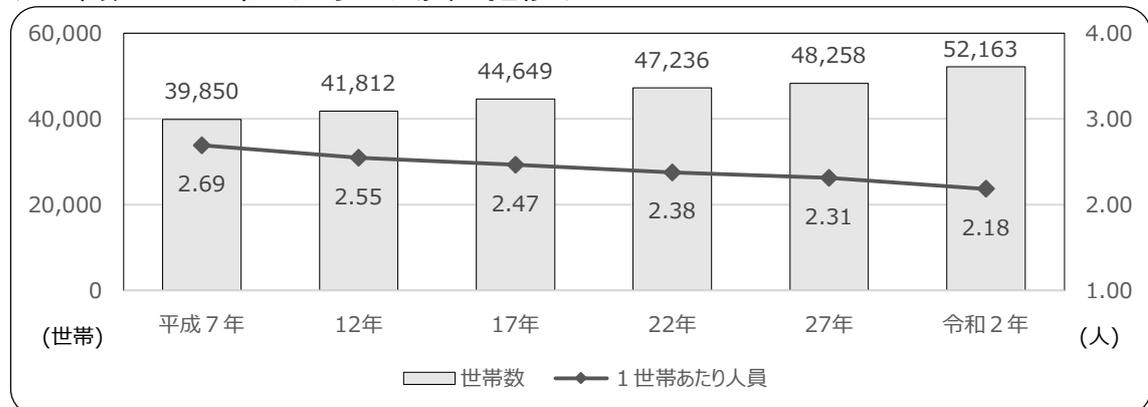
資料：国勢調査(令和7年以降は昭島市人口ビジョンによる市独自推計)

②世帯の状況

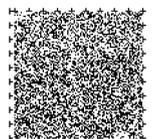
世帯数と1世帯当たりの人員の推移をみると世帯数は増加傾向がみられ、令和2年には52,163世帯となっており、平成7年の39,850世帯に対し、12,313世帯の増加となっています。

また、1世帯当たりの人員は、減少傾向がみられ、令和2年には2.18人となっています。

◆世帯数と1世帯当たりの人員の推移◆



資料：国勢調査



③出生・死亡の状況

出生者数・死亡者数の推移をみると、出生者数は減少傾向、死亡者数は増加傾向にあり、近年は死亡者数が出生者数を上回る「自然減」の状態が続いています。

◆出生者数と死亡者数の推移◆

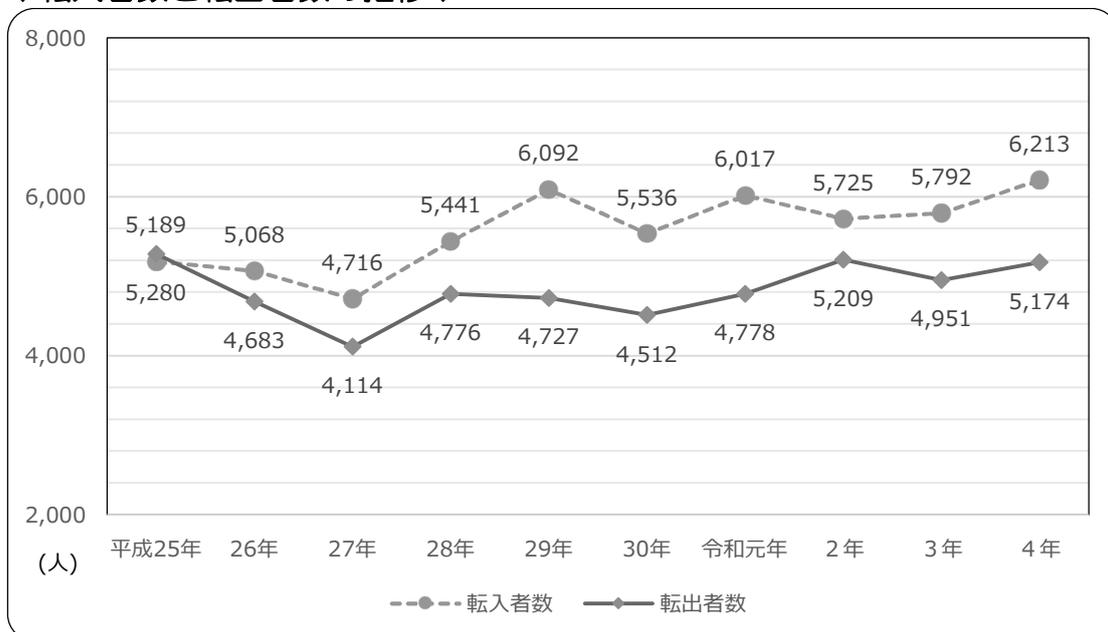


資料：統計あきしま

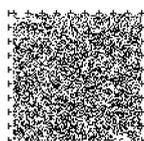
④転入・転出の状況

転入者数・転出者数の推移をみると、平成26年以降、転入者数が転出者数を上回る社会増（転入超過）の傾向が続いています。

◆転入者数と転出者数の推移◆



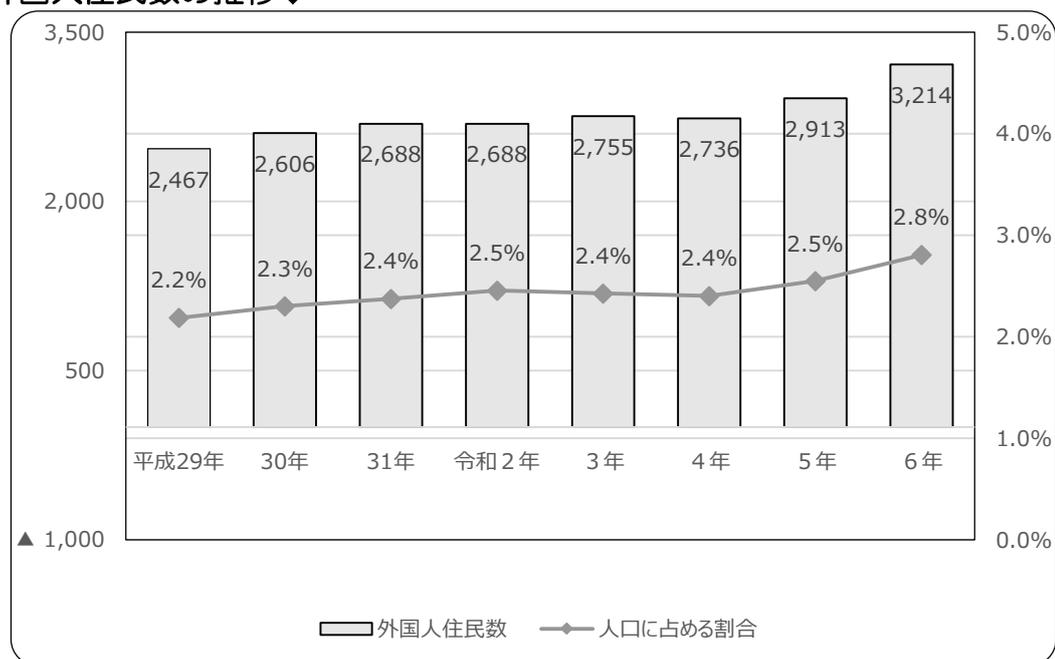
資料：統計あきしま



⑤外国人住民の状況

外国人住民数は増加傾向にあり、令和6年1月1日現在では3,214人となっており、総人口に占める割合は2.8%になっています。

◆外国人住民数の推移◆



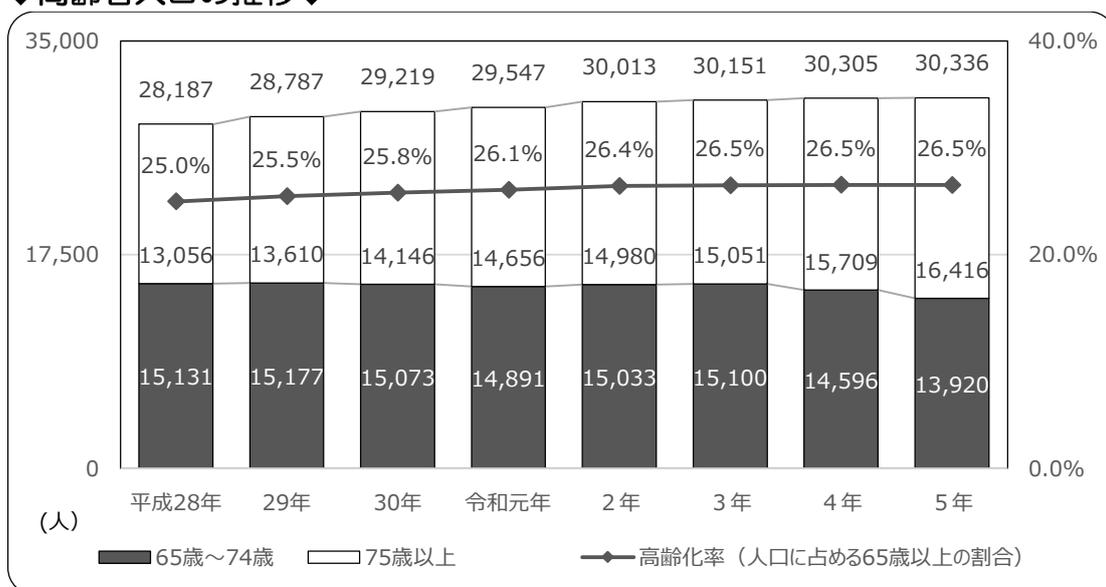
資料：統計あきしま（各年1月1日）

(2) 高齢者の状況

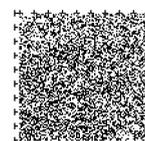
①高齢者人口の状況

高齢者人口の推移をみると、令和5年10月1日現在では30,336人（65～74歳の前期高齢者は13,920人、75歳以上の後期高齢者は16,416人）となっており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は26.5%となっています。

◆高齢者人口の推移◆



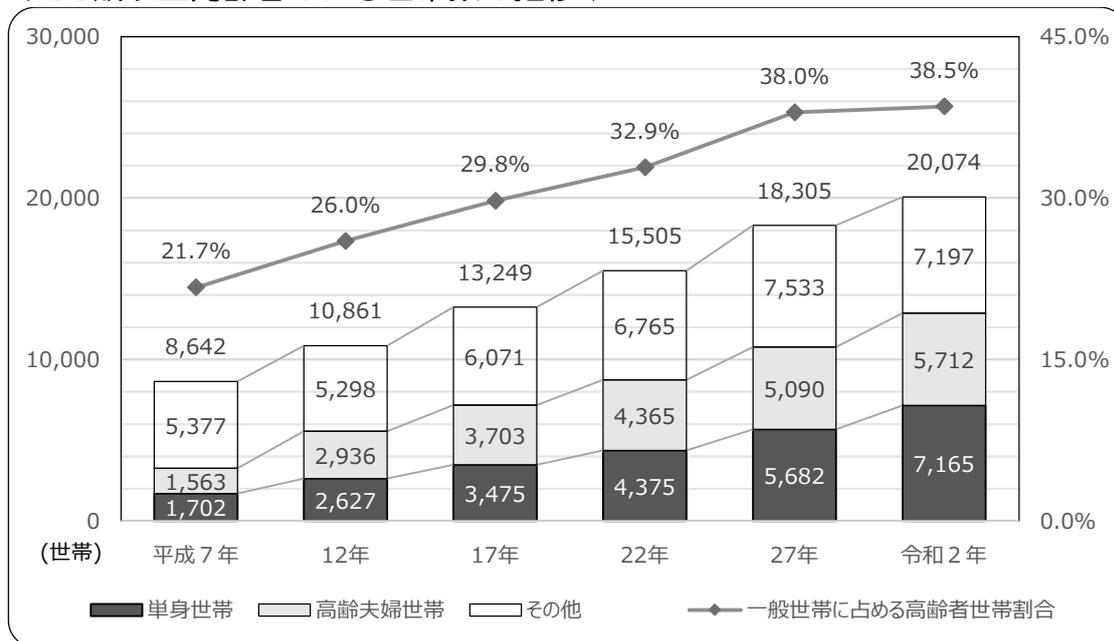
資料：介護福祉課（各年10月1日）



②高齢者世帯の状況

65歳以上高齢者のいる世帯数の推移をみると、単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯は増加傾向にあります。また、一般世帯に占める高齢者世帯の割合も増加し続けており、令和2年では38.5%になっています。

◆65歳以上高齢者のいる世帯数の推移◆

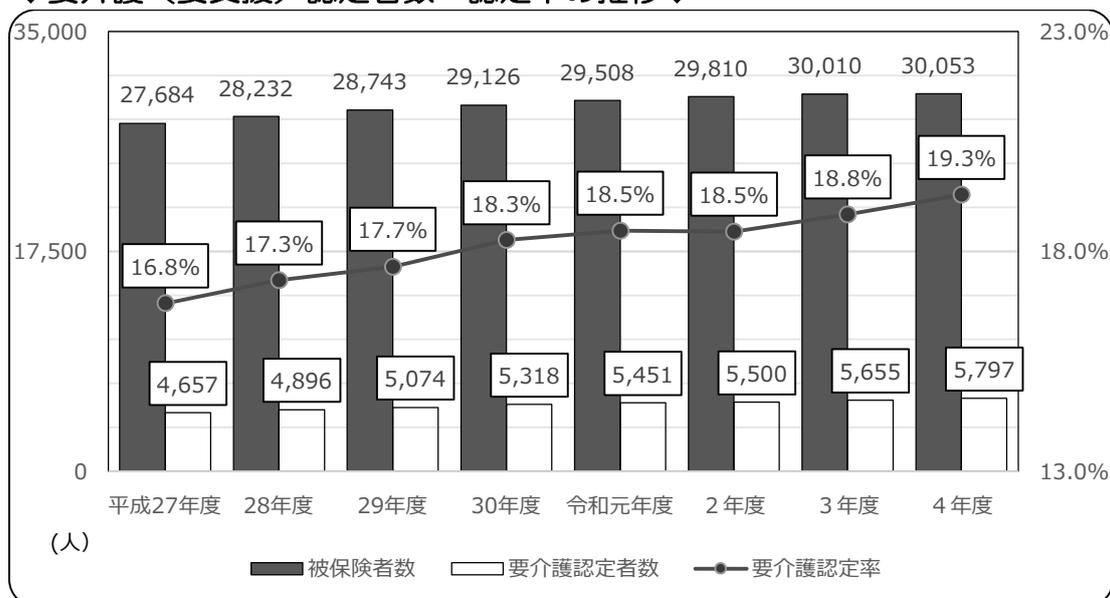


資料：国勢調査

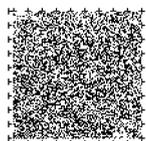
③要介護認定者数等の状況

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成27年度以降微増傾向となっており、令和4年度では5,797人となっています。また、被保険者数に占める要介護認定者の割合となる認定率は増加傾向にあり、令和4年度では19.3%となっています。

◆要介護（要支援）認定者数・認定率の推移◆



資料：介護福祉課（各年度末）



(3) 障害のある人の状況

①障害者手帳所持者の状況

障害者手帳（種類別）所持者数の推移をみると、平成27年度以降、各障害者手帳所持者とも増加傾向にあり、令和4年度では、身体障害者手帳所持者が4,700人、愛の手帳所持者が944人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,369人となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



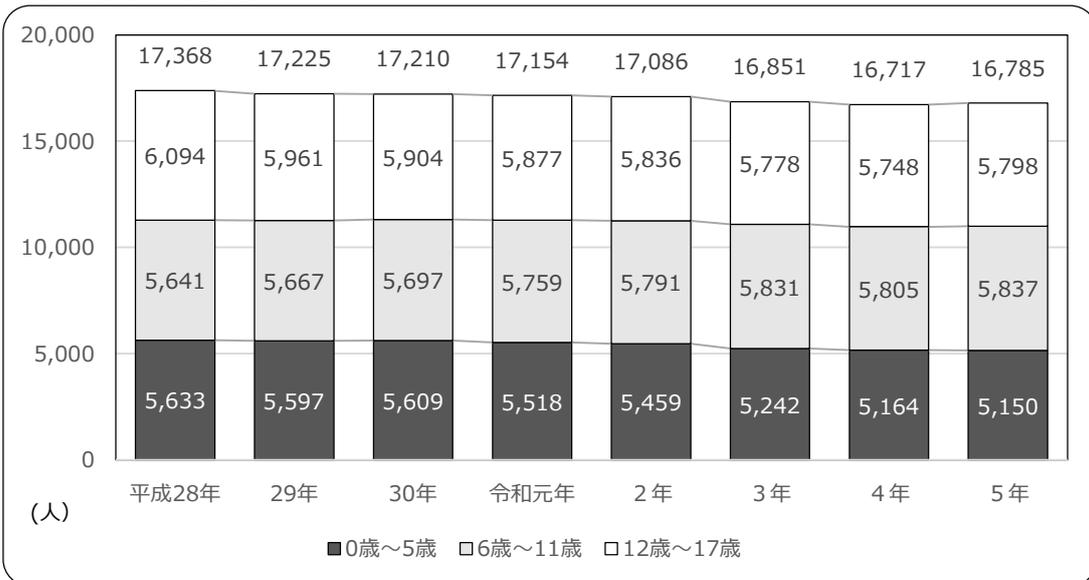
資料：障害福祉課（各年度度末）

(4) 子ども・子育て支援の状況

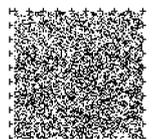
①児童の状況

児童人口の推移をみると、6歳～11歳（小学生）は概ね5,700人前後で推移していますが、0～5歳（就学前）と12～17歳（中高生年代）は、減少傾向にあります。

◆児童人口の推移◆



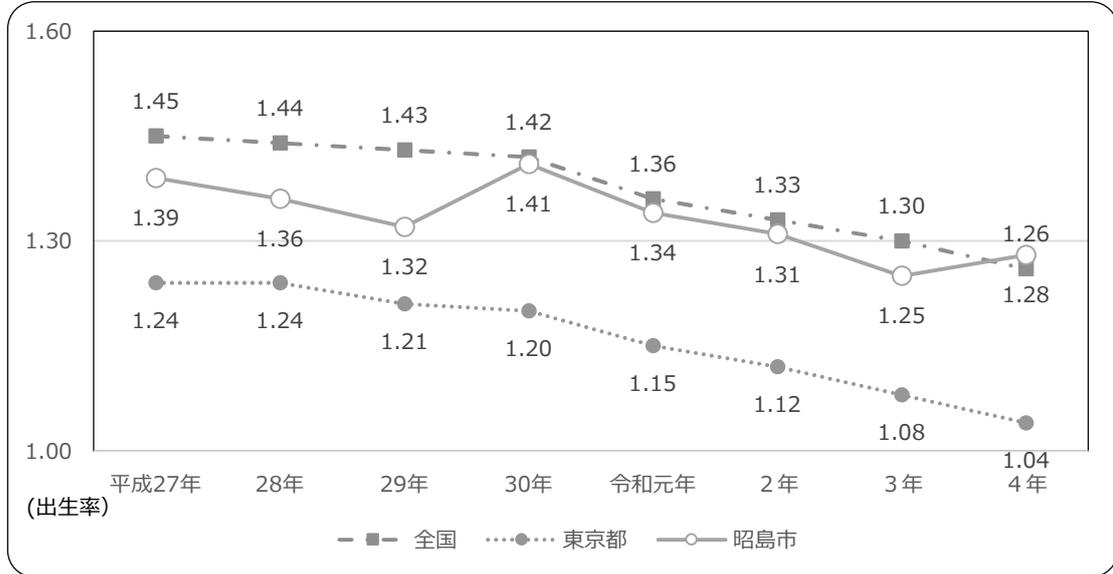
資料：市民課（住民基本台帳：各年1月1日）



②合計特殊出生率の状況

昭島市の合計特殊出生率の推移をみると、平成27年以降は減少傾向にありましたが、平成30年には増加に転じたものの、令和元年以降は再び減少傾向にあります。また、東京都・全国と比較すると、東京都よりは高い水準で推移していますが、平成30年以降は全国と同程度の水準で推移しています。

◆合計特殊出生率の推移◆

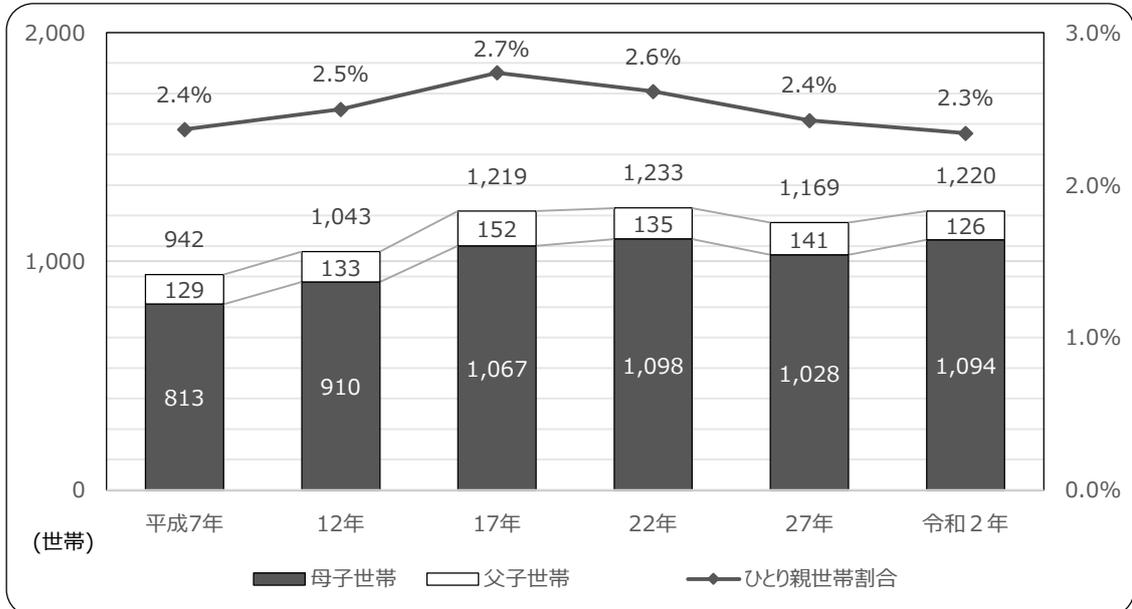


資料：市民課（人口動態統計）

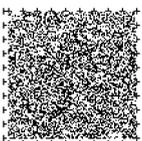
③ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、平成7年以降は増加傾向にありましたが、平成17年以降は、1,200人前後で推移しています。また、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成17年以降は減少傾向にあります。

◆ひとり親世帯数の推移◆



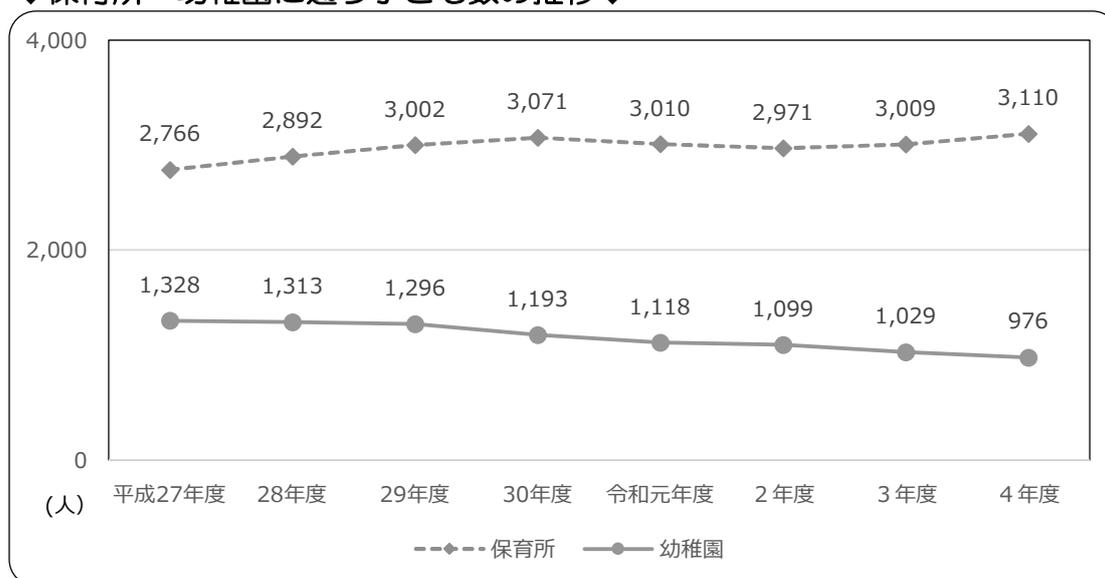
資料：国勢調査



④保育所・幼稚園への通所状況

保育所・幼稚園に通う子ども数の推移をみると、保育所では3,000人前後で推移しています。また、幼稚園は平成27年度以降、減少傾向が続いています。

◆保育所・幼稚園に通う子ども数の推移◆

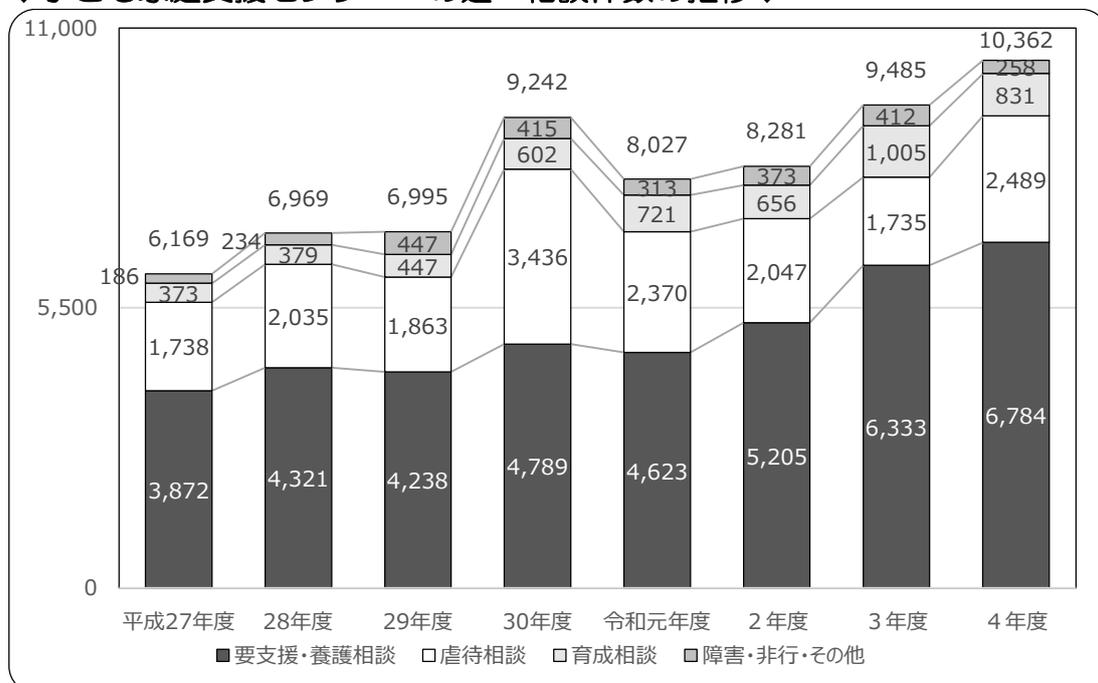


資料：子ども子育て支援課（保育所（各年度3月1日現在）、幼稚園（各年度5月1日））

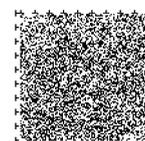
⑤子育て等に関する相談の状況

子ども家庭支援センターへの子育て等に関する延べ相談件数の推移をみると、平成27年度以降は増加傾向にあり、令和4年度では10,362件となっています。また、虐待相談は、平成30年度以降減少傾向にありましたが、令和4年度は増加しました。要支援・養護相談は増加傾向にあります。

◆子ども家庭支援センターへの延べ相談件数の推移◆



資料：子ども育成課

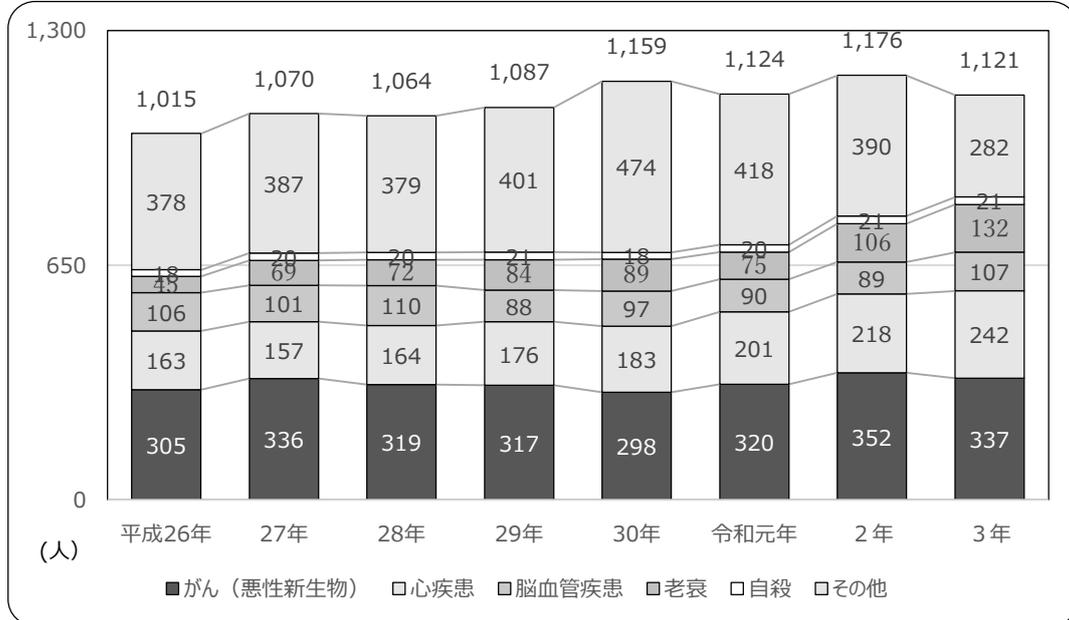


(5) 健康等に関する状況

①死因の現状

死因数の推移について、死亡者数は年々微増傾向にあり、死亡者数のうち三大生活習慣病（「がん（悪性新生物）」、「心疾患」、「脳血管疾患」）による死因が約半数を占めています。

◆死因数の推移◆

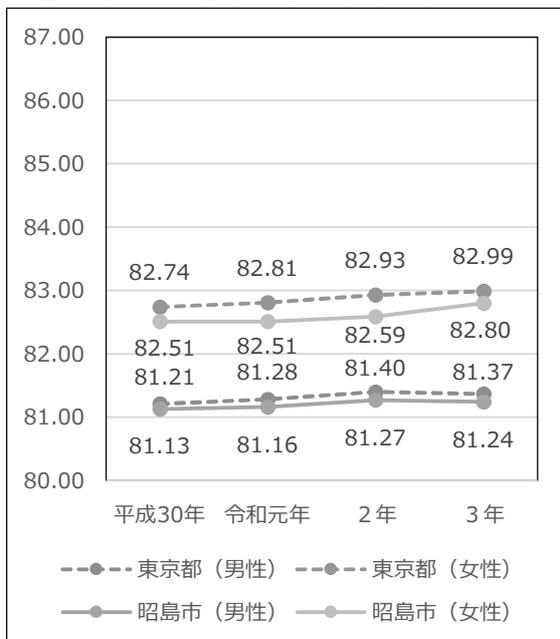


資料：健康課（人口動態統計）

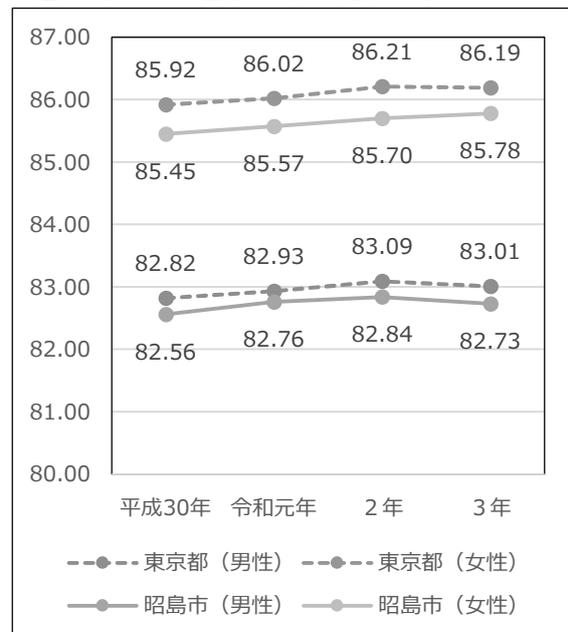
②健康寿命の状況

健康寿命の推移について、介護保険の要支援・要介護の認定を受けるまでの年齢をみると、健康寿命は延伸傾向にあります。本市は男性、女性ともに東京都の平均を下回っています。

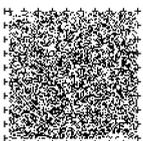
◆健康寿命の推移（要支援1以上）◆



◆健康寿命の推移（要介護2以上）◆



資料：東京都保健医療局

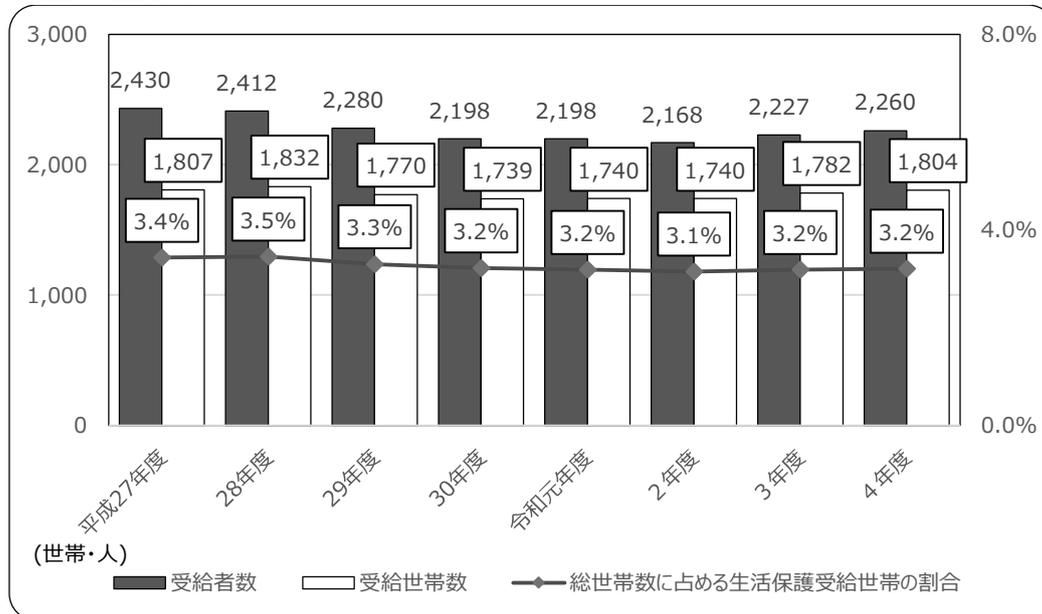


(6) 生活困窮者の状況

①生活保護受給世帯・受給者数の状況

生活保護受給世帯・受給者数及び総世帯数に占める生活保護受給世帯の割合をみると、平成27年度以降、減少傾向となっていました。令和3年度では増加に転じています。

◆生活保護受給世帯・受給者数及び総世帯数に占める生活保護受給世帯数の割合の推移◆

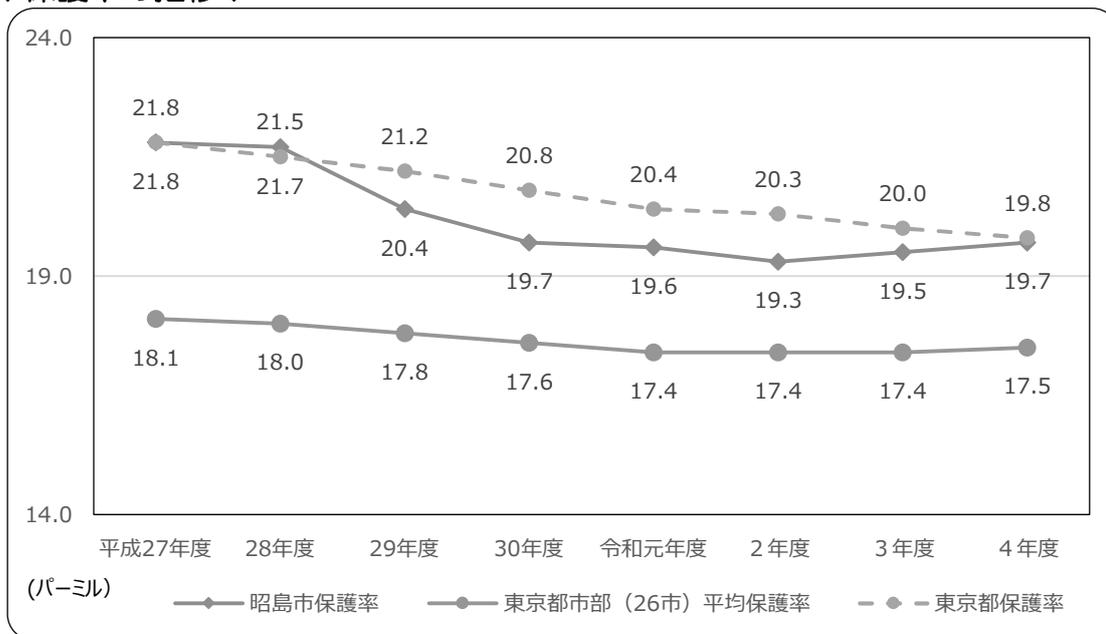


資料：生活福祉課（各年度末）

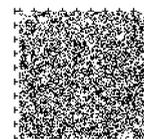
②保護率の状況

保護率の推移をみると、平成29年度以降は東京都を下回るものの、東京都市部の平均より高い水準にあります。

◆保護率の推移◆



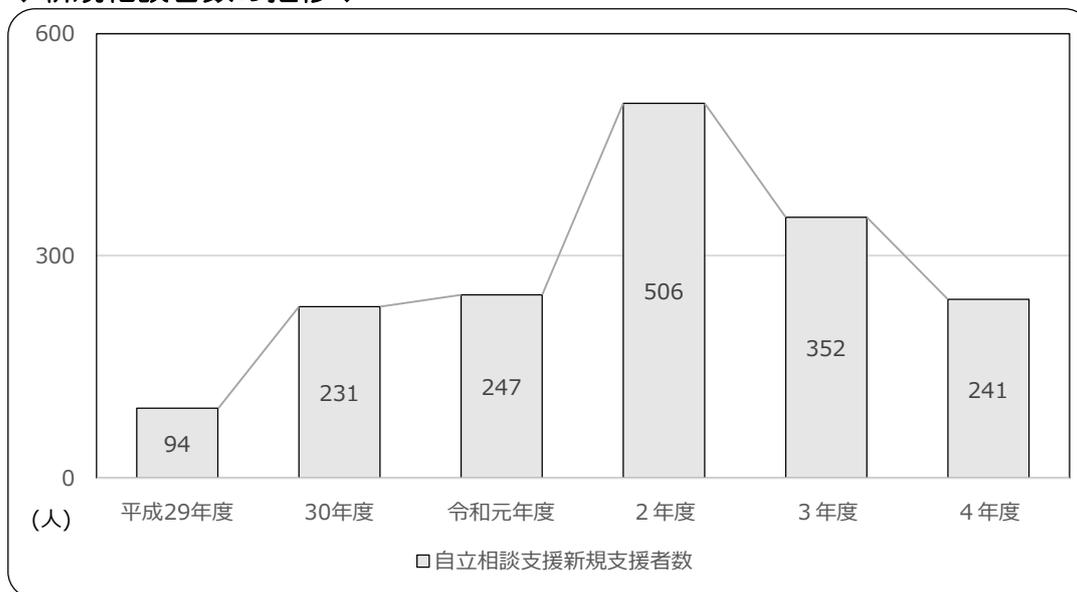
資料：生活福祉課（各年度末）



③生活困窮自立相談支援に関する新規相談の状況

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、平成29年10月より「昭島市暮らし・しごとサポートセンター」を開設しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年度から大幅に増加し506件の新規相談がありました。

◆新規相談者数の推移◆

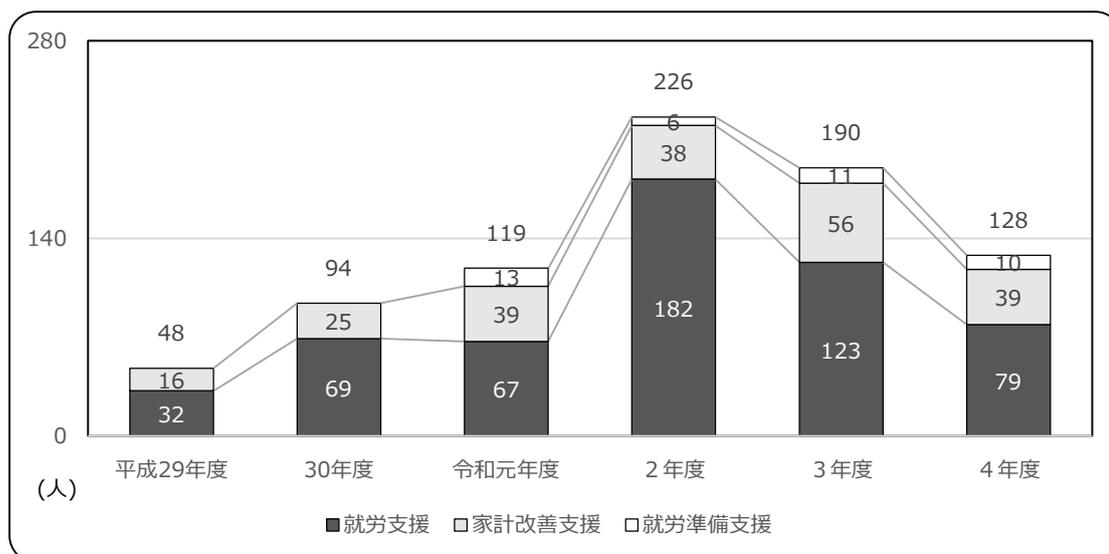


資料：福祉総務課（平成29年度は10月～3月までの6か月間の数値）

④自立相談支援（就労支援・家計改善支援・就労準備支援）に関する新規相談の状況

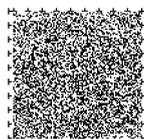
令和2年度における就労支援は、前年度から大幅に増加し182件の新規相談がありました。また、家計改善支援については増加し、令和3年度では56件の新規相談がありました。

◆新規相談者数（就労支援・家計改善支援・就労準備支援）の推移◆



資料：福祉総務課（平成29年度は10月～3月までの6か月間の数値）

（就労準備支援については、令和元年度より事業開始。）

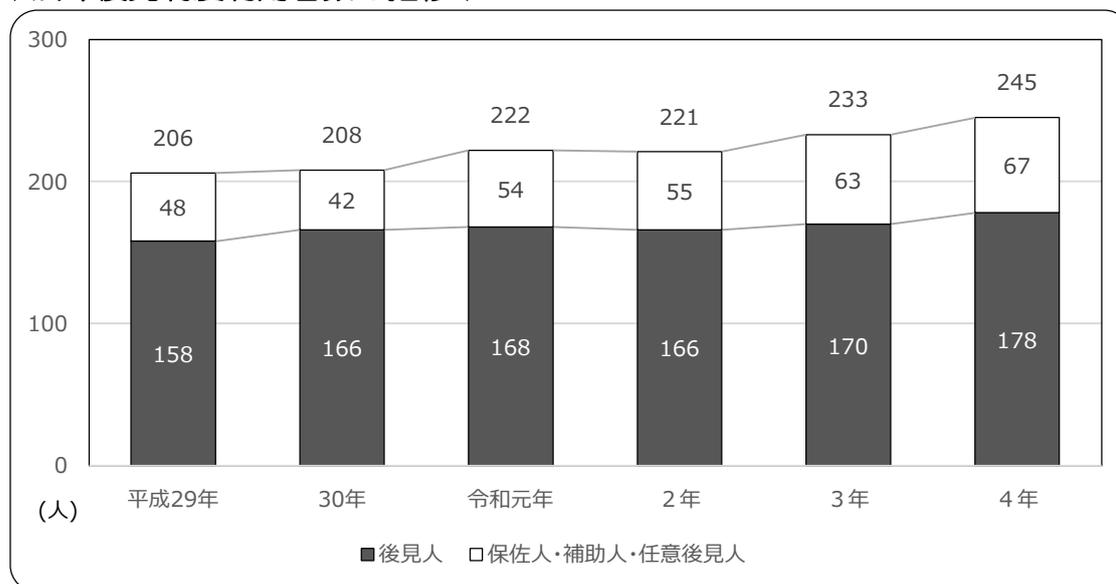


(7) 成年後見制度の利用状況

①成年後見制度利用者数の状況

成年後見制度利用者数の推移をみると、平成29年以降増加傾向にあり、令和4年の利用者数は245人となっています。

◆成年後見制度利用者数の推移◆

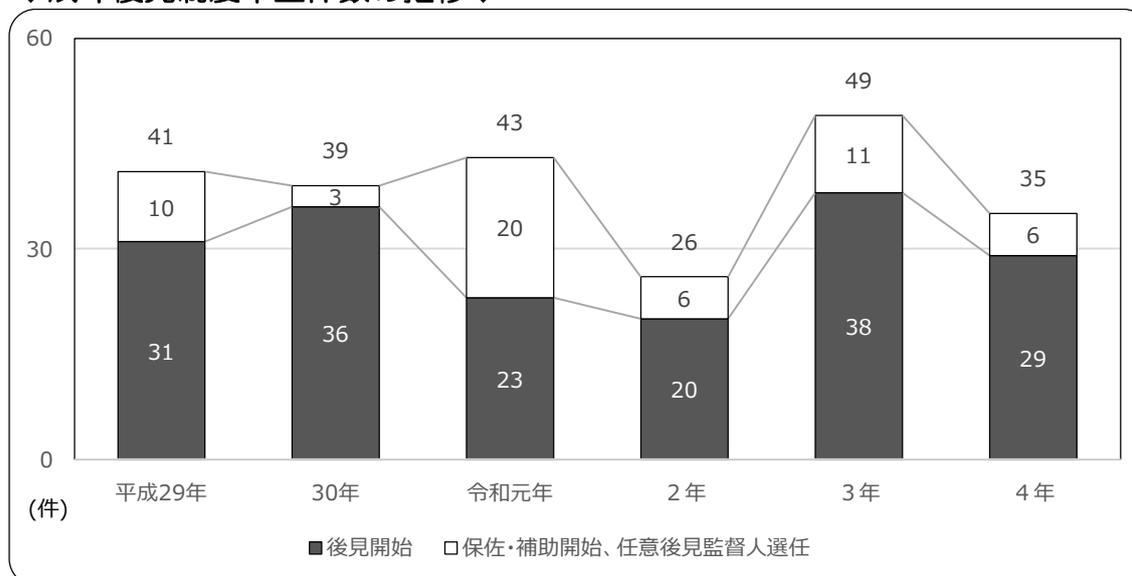


資料：福祉総務課（東京家庭裁判所）

②成年後見制度の申立件数の状況

成年後見制度の申立件数の推移をみると、平成29年から令和元年までは40件程度で推移していましたが、令和2年には26件までに減少しました。また、令和4年では35件となっています。

◆成年後見制度申立件数の推移◆



資料：福祉総務課（東京家庭裁判所）

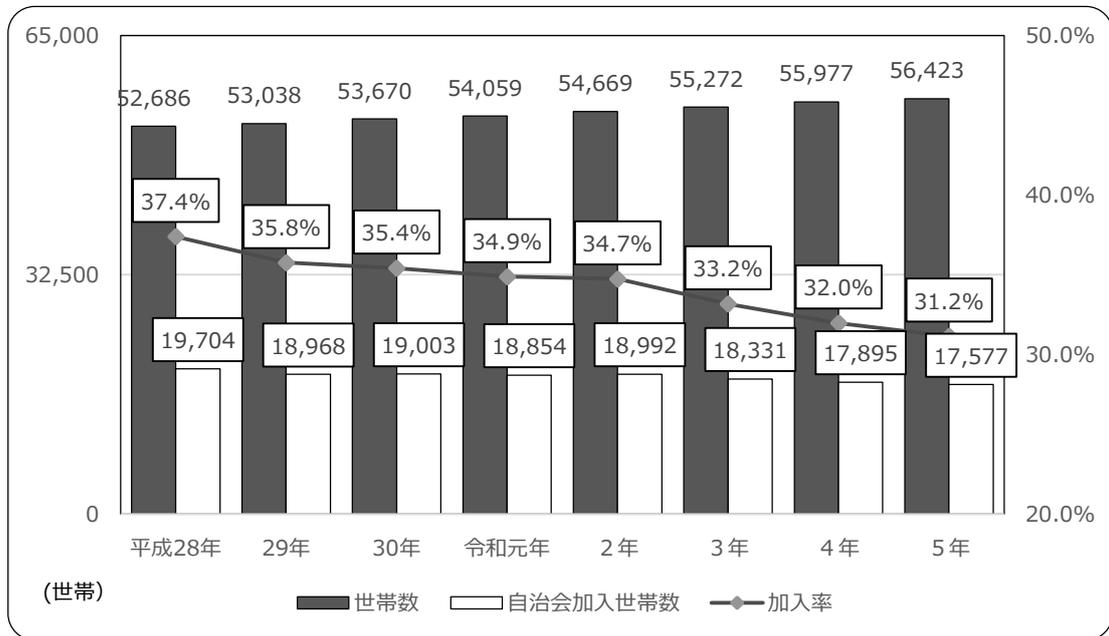


(8) 地域活動の状況

①自治会の加入状況

自治会加入世帯数及び加入率の推移をみると、世帯数は増加傾向にあるものの、自治会への加入世帯数及び加入率は減少傾向にあります。

◆自治会加入世帯及び加入率の推移◆

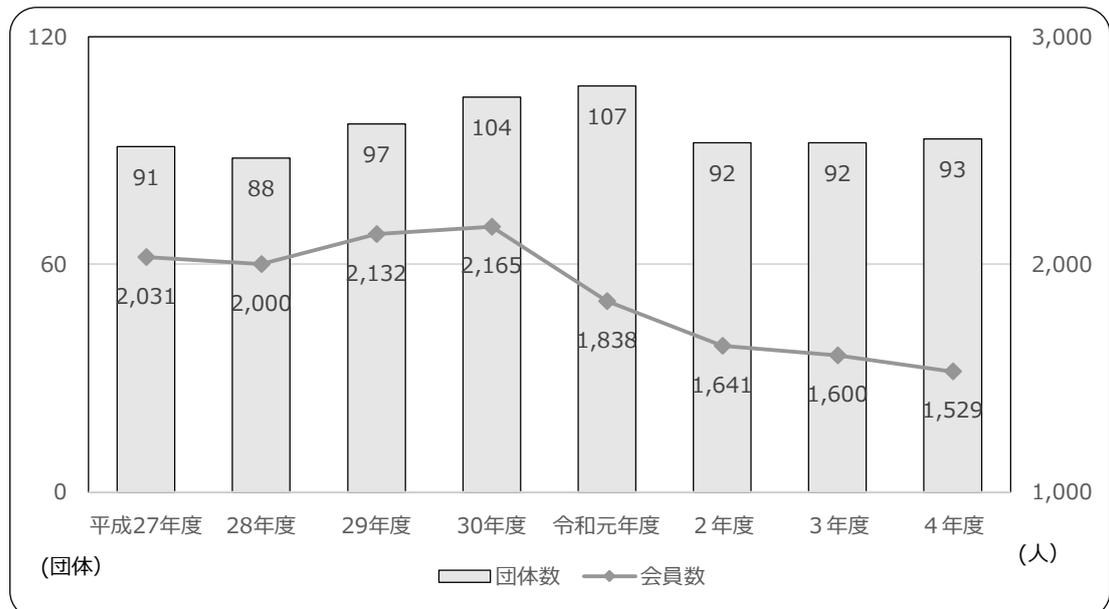


資料：生活コミュニティ課

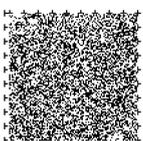
②ボランティア活動の状況

ボランティア団体数及び会員数の推移をみると、団体数は令和元年度の107団体をピークに減少傾向が見られます。また、会員数についても平成30年度の2,165人をピークに減少傾向が見られます。

◆ボランティア団体数及び会員数の推移◆



資料：社会福祉協議会（各年度末）



2 市民アンケート調査からみる地域福祉の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉を取り巻く環境、地域福祉に関連する市民の意識や意向等を把握する「市民アンケート調査」を実施しました。

調査地域	昭島市全域
調査対象者	3,000人（18歳以上の市内在住者から無作為抽出）
調査期間	令和4年10月24日～11月11日
調査方法	郵送による発送、郵送回収及びWEB回答
回収結果	配付数：3,000件 回収数1,169件（郵送：956件 WEB：213件） 回収率：39.0%

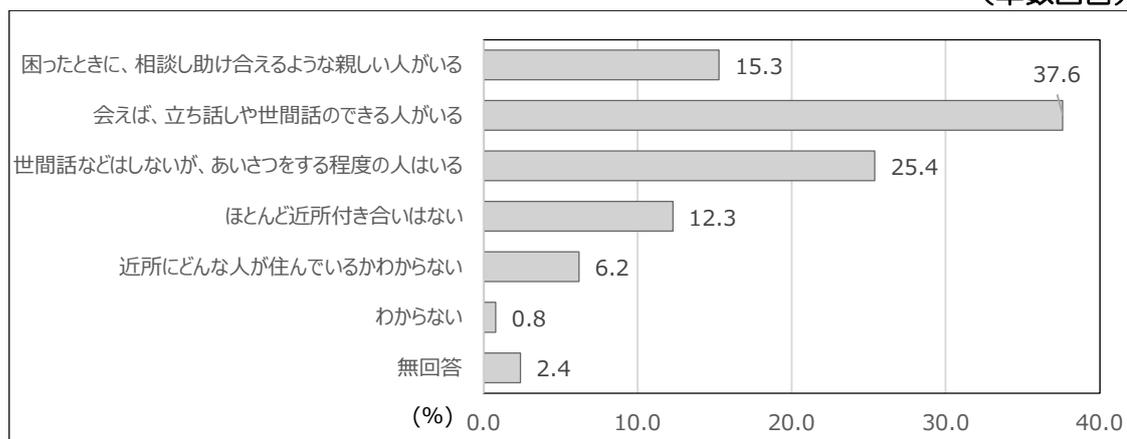
(2) 調査結果のポイント

①地域のつながり（近所付き合い）について

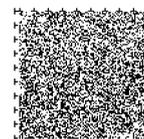
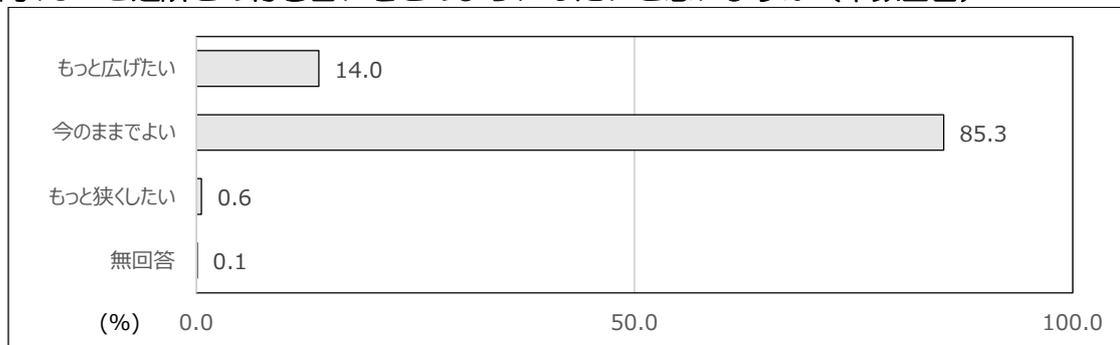
近所との付き合いの程度については、「会えば、立ち話や世間話のできる人がいる」が37.6%、「世間話などはしないが、あいさつをする程度の人はいる」が25.4%でそれぞれ多くなっています。近所付き合いの意向からも、あまり積極的な近所付き合いをもたない人が多いことがうかがえます。

問14 ご近所（歩いて行ける程度の範囲）にどの程度の付き合いの人がいますか

（単数回答）



問15 ご近所との付き合いをどのようにしたいと思いますか（単数回答）

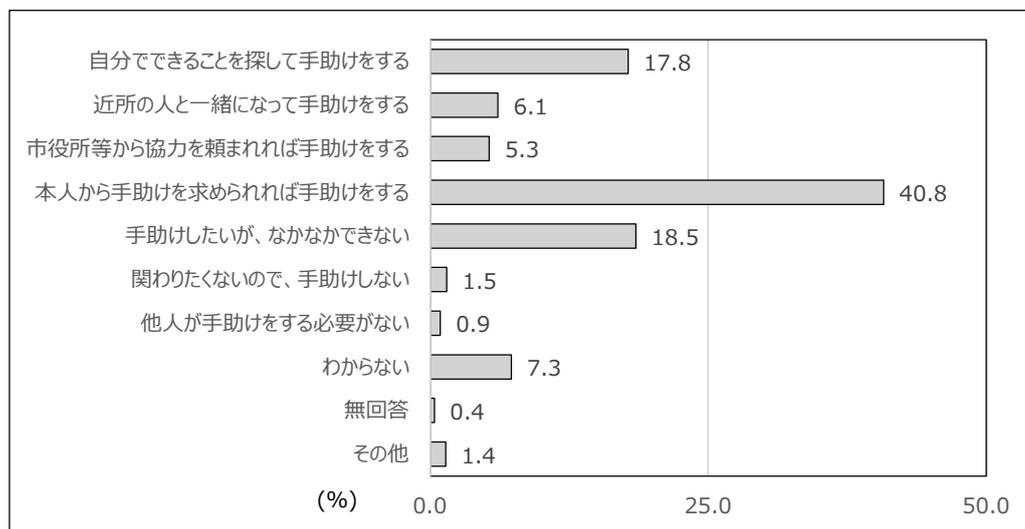


②地域における支援について

ご近所で手助けが必要な人がいた場合の対応については、「本人から手助けを求められれば手助けをする」、「近所の人と一緒に手助けをする」及び「自分でできることを探して手助けをする」が64.7%となっているのに対し、「手助けしたいが、なかなかできない」は18.5%となっています。

手助けが必要な人を手助けしたい意識を持つ市民に対して、同じ志を持つ人同士の交流や助け合いに関する活動などの情報発信が求められています。

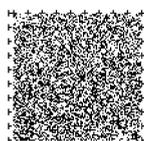
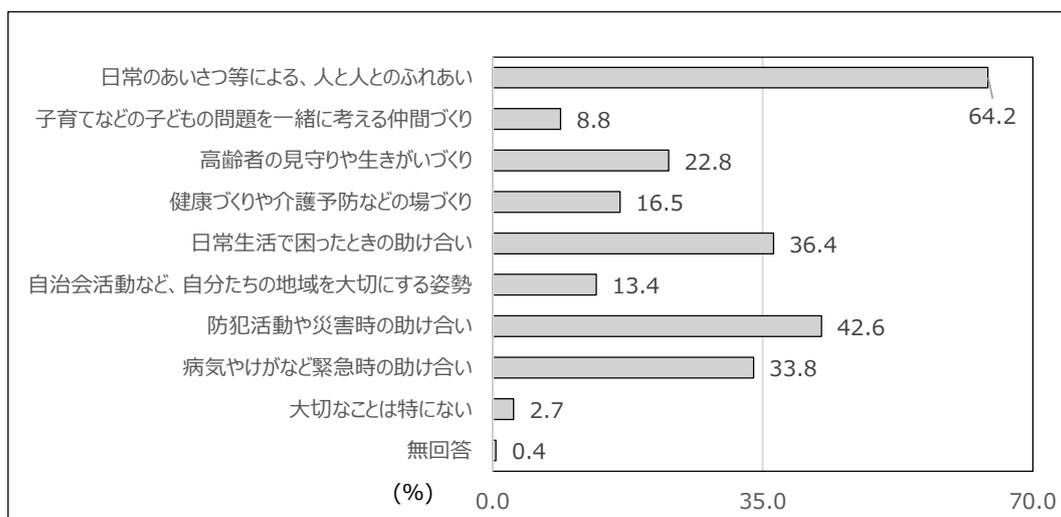
問20 ご近所で高齢者や子ども、障害のある人、子育て等で手助けが必要な人がいたらどうしますか（単数回答）



近所との付き合いや関わりで大切になることについては、「日常のあいさつ等による、人と人のふれあい」が64.2%と最も多く、「防犯活動や災害時の助け合い」が42.6%、「日常生活で困ったときの助け合い」が36.4%となっています。

日頃から、地域の活動や近所付き合いなどを通じて、近所との顔の見える関係を築き、いざというときに助け合うことができる関係を築くことの重要性がうかがえます。

問21 ご近所との付き合いや関わりで、これからどんなことが大切になると思いますか（複数回答）



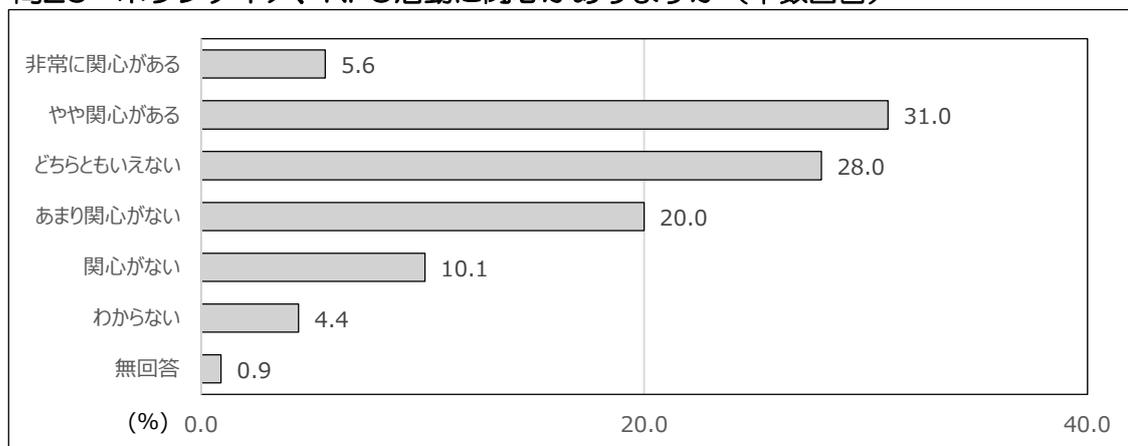
③ボランティア活動への関心について

ボランティア、NPO活動への関心度については、「やや関心がある」が31.0%で最も多く、次いで「どちらともいえない」が28.0%、「あまり関心がない」が20.0%となっています。

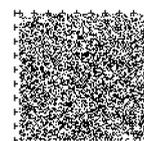
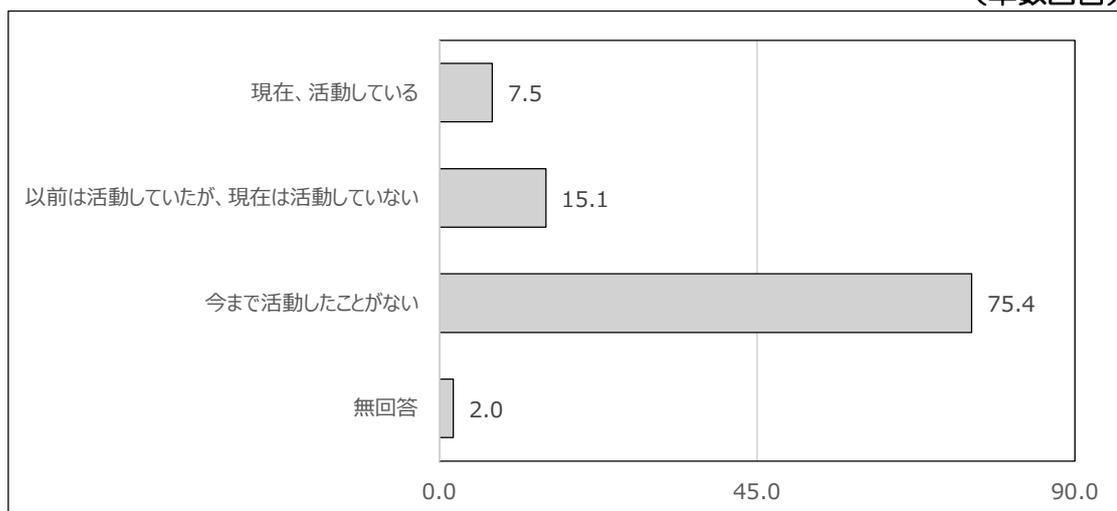
また、ボランティア、NPO活動の活動状況については、「今まで活動したことがない」が75.4%で最も多く、次いで「以前は活動していたが、現在は活動していない」が15.1%、「現在、活動している」が7.5%となっています。

約4割の市民が「非常に関心がある」、「やや関心がある」としている一方、約3割の市民が「あまり関心がない」、「関心がない」となっており、ボランティアに参加しやすい環境の整備やボランティア状況のわかりやすい情報発信なども求められています。

問26 ボランティア、NPO活動に関心がありますか（単数回答）



問28 ボランティア、NPO活動をしていますか。または活動したことがありますか（単数回答）

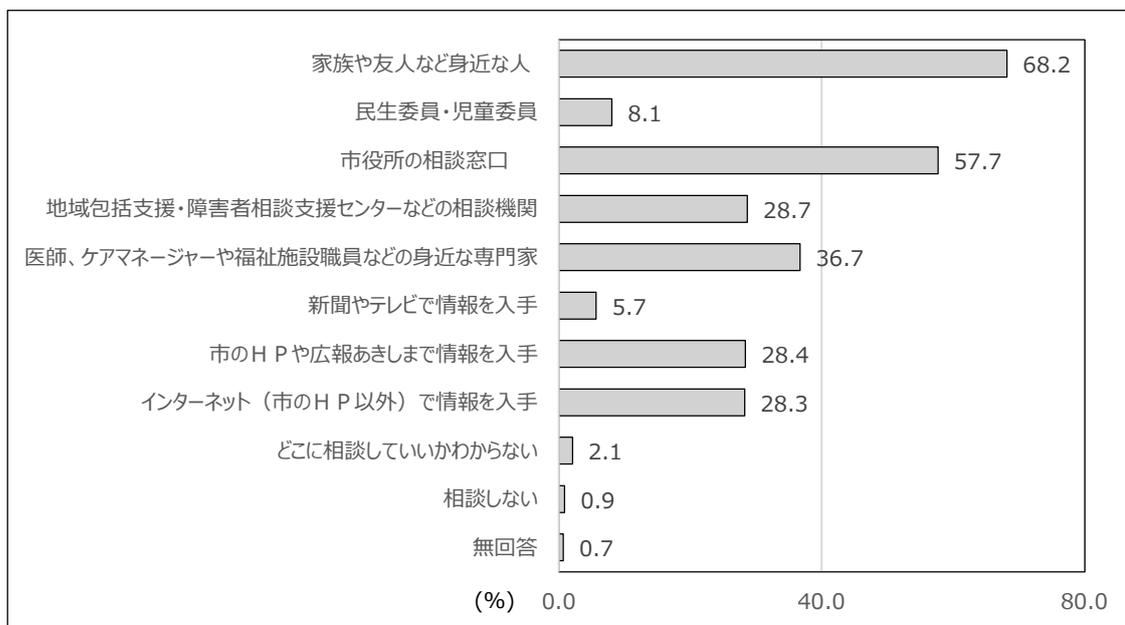


④福祉的な支援に関する相談先について

福祉的な支援が必要となる困り事が起きたときの相談先については、「家族や友人など身近な人」が68.2%と最も多く、「市役所の相談窓口」が57.7%、「医師、ケアマネージャーや福祉施設職員などの身近な専門家」が36.7%となっています。

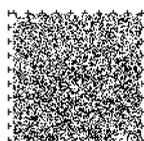
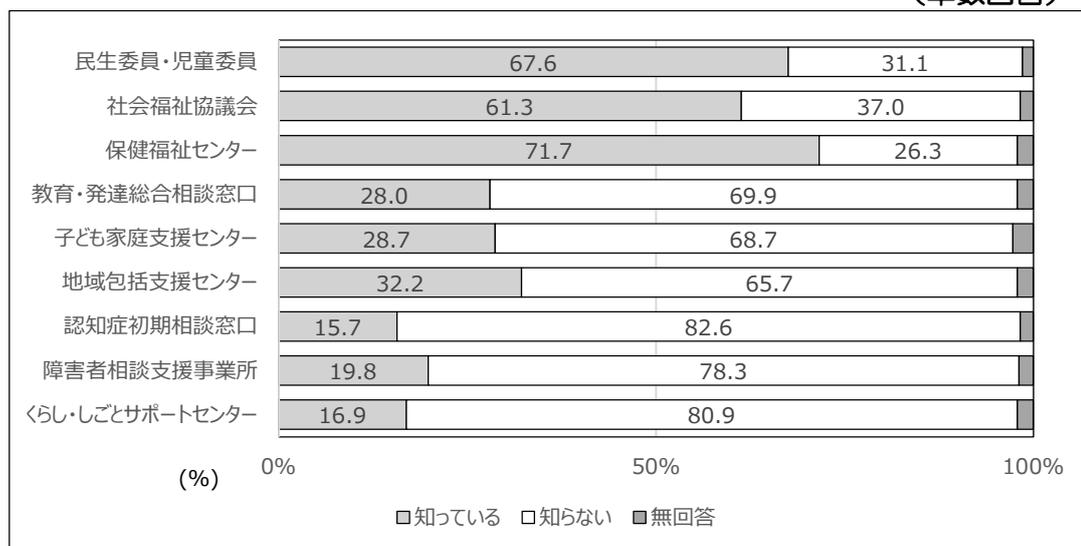
相談先としては、身近な人や所在が明らかでわかりやすい人や組織を選ぶことがうかがえます。

問32 あなた自身やご家族に福祉的な支援（福祉サービス）が必要となる困り事が起きた場合、だれに相談しますか（複数回答）



相談窓口の認知度は、「保健福祉センター（あいぽっく）」が71.7%と最も高く、続いて「民生委員・児童委員」が67.6%、「社会福祉協議会」が61.3%となっています。その他の相談窓口は、対象者ごとの専門的な相談窓口でもあることから、認知度としては約3割以下となっています。

問33 市内の福祉的な支援（福祉サービス）に関する相談窓口の認知度
(単数回答)



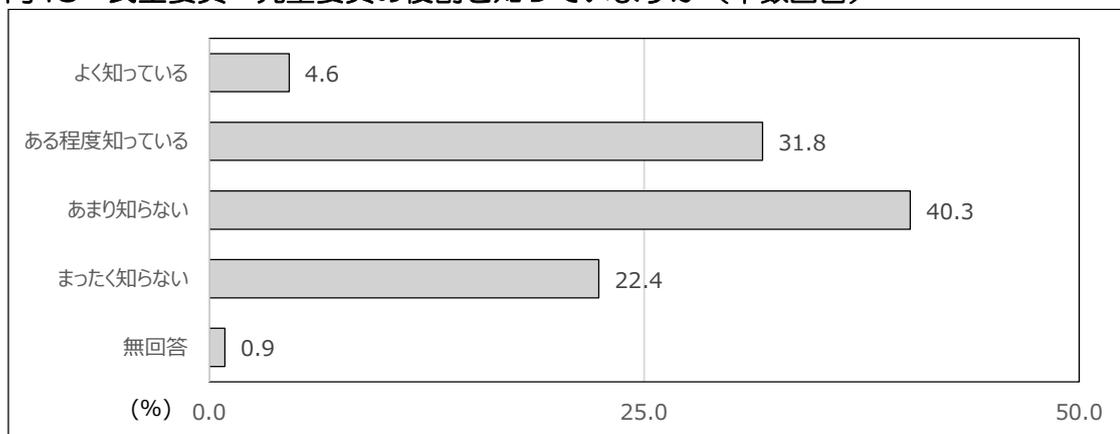
⑤民生委員・児童委員、社会福祉協議会について

■民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員の役割の認知度については、「あまり知らない」及び「まったく知らない」が62.7%、「よく知っている」及び「ある程度知っている」が36.4%となっています。

民生委員・児童委員の存在や役割など、更なる周知が必要であることがうかがえます。

問43 民生委員・児童委員の役割を知っていますか（単数回答）

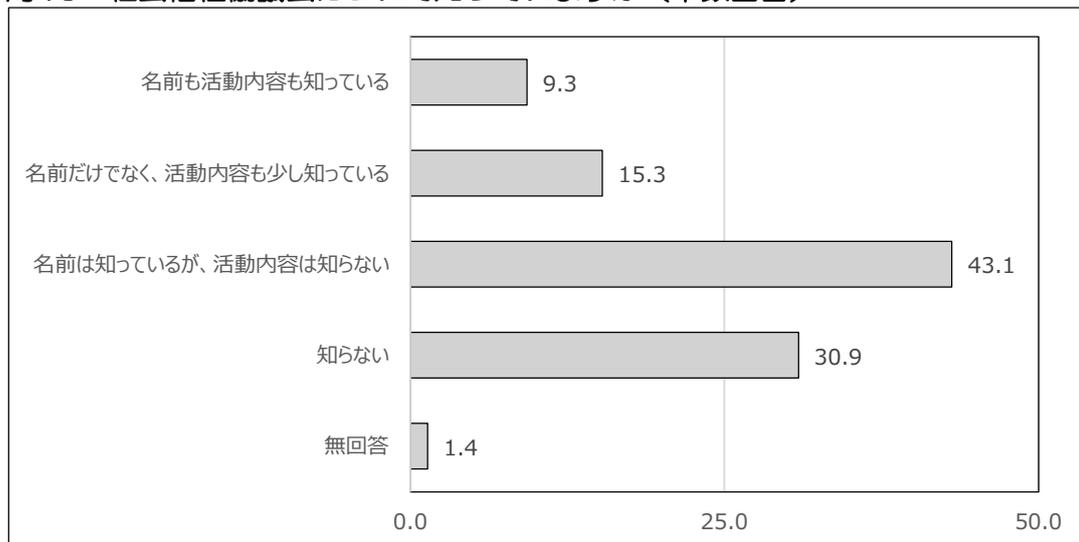


■社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動内容も知っている」及び「名前だけでなく、活動内容も少し知っている」が24.6%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」及び「知らない」が74.0%となっています。

社会福祉協議会の認知度は低い状況にあり、更なる周知が必要であることがうかがえます。

問46 社会福祉協議会について知っていますか（単数回答）

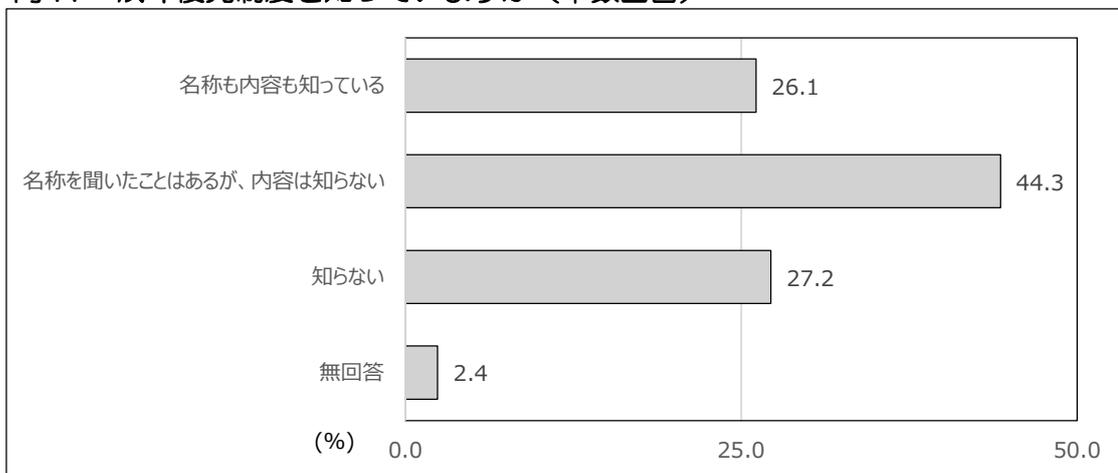


⑥成年後見制度について

■成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が44.3%と最も多く、次いで「知らない」が27.2%、「内容も名前も知っている」が26.1%となっています。

問47 成年後見制度を知っていますか（単数回答）

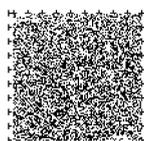
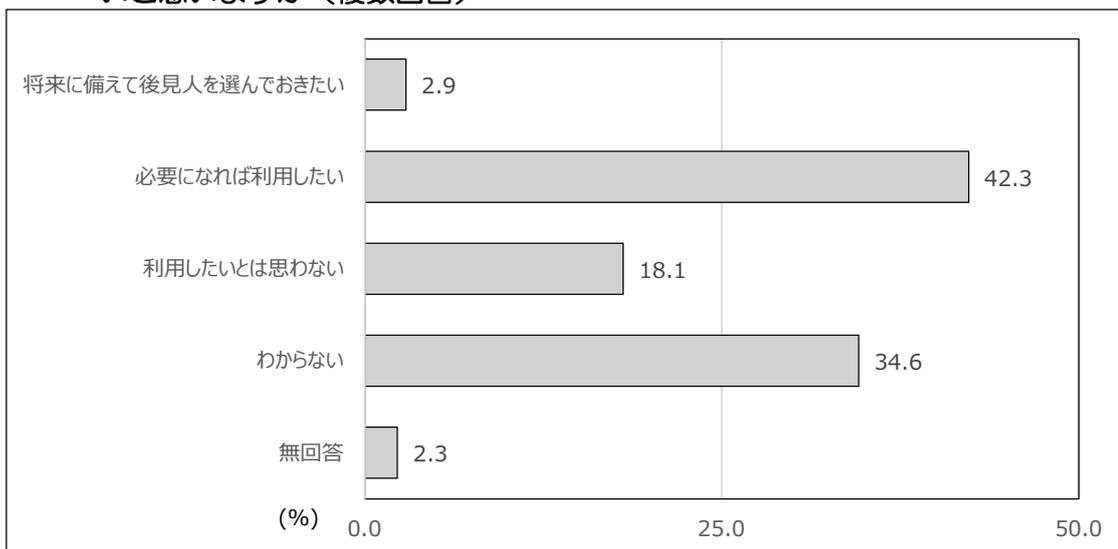


■成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向については、「必要になれば利用したい」が42.3%と最も多く、次いで「わからない」が34.6%、「利用したいとは思わない」が18.1%となっています。

今後の超高齢社会の到来を見据え、成年後見制度の内容などについて、更なる周知やわかりやすい説明が求められています。

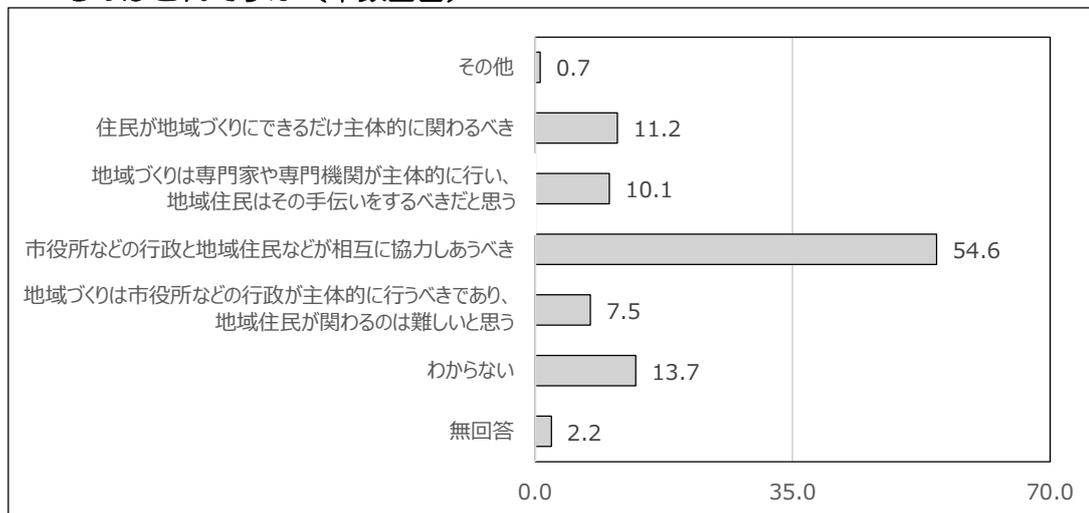
問50 成年後見制度による支援が必要になったときには、成年後見制度を利用したいと思いますか（複数回答）



⑦今後の地域づくりの考えや取り組むべき施策について

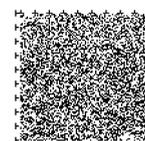
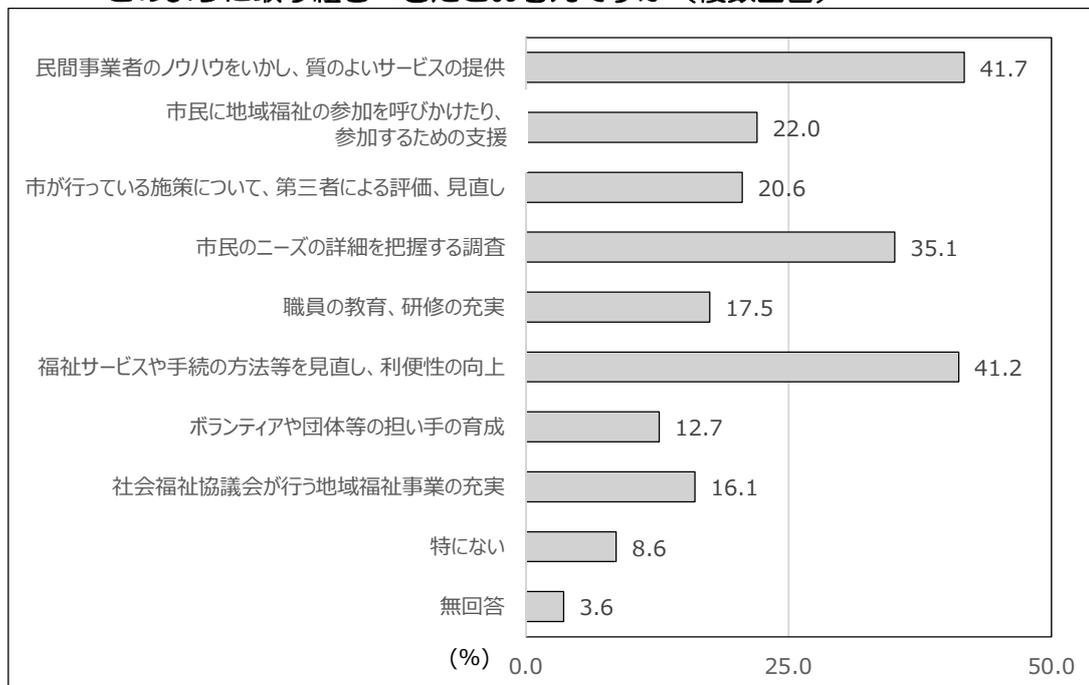
今後の地域づくりと住民との関わりについての考えについては、「市役所などの行政と地域住民などが相互に協力しあっていくべき」が54.6%と最も多く、次いで「わからない」が13.7%、「住民が地域づくりにできるだけ主体的に関わるべき」が11.2%となっています。

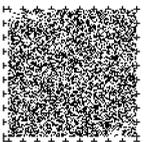
問59 これからの地域づくりと住民との関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか（単数回答）



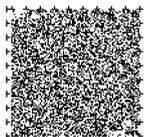
地域福祉に関する施策を効果的に進めていくために、昭島市が取り組むべきことについては、「民間事業者のノウハウをいかし、質のよいサービスを提供すること」が41.7%、「福祉サービスや手続の方法等を見直し、利用しやすくすること」が41.2%となっています。

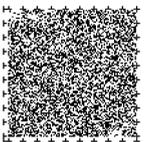
問61 地域福祉に関する施策を効果的に進めていくために、昭島市は今後、どのように取り組むべきだとお考えですか（複数回答）





第3章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

支え合いの輪が広がり 笑顔で暮らし続けられるまち あきしま

国においては、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会「地域共生社会」をつくることを目指しています。

本計画は、性別、年齢、あらゆる障害の有無にかかわらず、すべての人々が大切にされ、安全に安心して暮らすことのできる、共に支え合うまちづくりを進めていくことを目指します。

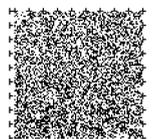
第2期計画では、第1期計画の取組を更に充実、発展させるとともに、「地域共生社会」の実現に向け、市民・自治会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が一体となって包括的な支援体制の構築を進めます。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定め、地域福祉の推進に努めていきます。

● 基本目標 1 共に助け合い、支え合う地域づくり ●

- ・「地域共生社会」の実現と推進をしていくうえで、住民自身が日頃から地域や地域福祉に関心や意識を持って、共に支え合うコミュニティをつくるのが大切です。地域住民が互いを知り合う交流の機会となるよう、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず誰でも気軽に集まることのできるサロンなどの居場所や活動拠点づくりに努めます。
- ・社会福祉協議会や地域団体等と連携し、ボランティア活動や地域活動への参加促進などを図るため、活動に関心のある人や地域に潜在化している人材が活動に結びつくよう、地域福祉コーディネーターの更なる活用を進め、活動の在り方の再考や地域福祉の担い手の発掘・育成に努めます。
- ・地域活動を通じて地域住民自身が地域の課題に気づき、課題解決に取り組める仕組みづくりとともに、地域交流の促進を図り、誰もが孤立することなく、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

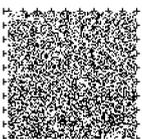


● 基本目標 2 一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり ●

- 少子高齢化、人口減少、核家族化、生活様式の多様化など社会構造が様変わりしており、地域住民同士のつながりの希薄化が進み、地域で支え合う機能の低下が加速化していくことが懸念されていることから、住民が抱える複合的な課題や多様なニーズを包括的に捉え、切れ目のない支援が受けられる体制の整備に努めます。
- 「社会福祉法」の改正により、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備することが、自治体の責務とされています。身近な地域で高齢者、障害のある方、子どもや、多様な課題を抱える支援を必要とする方が、孤立することなく地域において自分らしく安心して暮らすことが出来るよう、地域と支援関係機関がネットワークを築き、あらゆる生活課題に対し横断的なサービスを提供するための、包括的な支援体制の構築に努めます。
- 生き生きと尊厳をもって健康に暮らせるよう、主体的な健康づくりや介護予防などに取り組むことのできる環境づくりの推進に努めます。

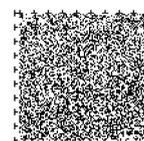
● 基本目標 3 安心して暮らし続けられる環境づくり ●

- 身近な場所における詐欺や窃盗などの犯罪や自然災害の発生時など、緊急時における地域での声のかけ合いや助け合いができる土壌づくりが大切であり、生活圏における危険箇所などの把握や、地域の見守りなど地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、危険から地域の安全を守る活動を推進します。
- 自然災害の発生時においても、自身で避難することが困難な支援を必要とする方に対し、地域住民、関係団体等、行政が相互に連携し、避難・救助活動が円滑に実施できる体制づくりに努めます。
- 地域の防災対策・防犯体制の強化を図り、全ての地域住民が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。
- 地域には高齢者、障害のある方、子ども、外国人の方も生活しており、すべての人が安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザインを念頭に福祉のまちづくりを推進します。
- 活用可能な支援やサービスが適切に受けられるよう、分かりやすい情報提供による周知に努めます。



● 基本目標 4 権利擁護を推進する仕組みづくり ●

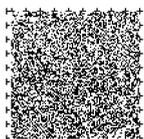
- 認知症や障害があることなどにより、判断能力が十分でなくなった場合に、困難を抱える方やその家族を支えるための制度やサービスを適切に利用できる体制を整備し、誰もがその人らしく生きることができるための権利や尊厳が守られるまちづくりを推進します。
- 高齢化の進展とともに、権利擁護に関する相談や利用が増えており、社会福祉協議会等の関係団体と連携し総合的な支援に努めます。
- 国の「成年後見制度利用促進基本計画」の趣旨を踏まえ、権利擁護に関する相談窓口の充実や、制度に関する広報に努め、支援を必要とする方等への周知啓発に努めます。
- 支援を必要とする方に対し、必要な支援が確実に届くよう、専門機関や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等による地域連携ネットワークの構築と制度の利用促進のための体制づくりを進めます。



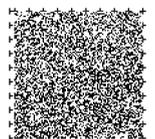
3 施策の体系

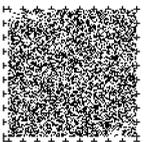
支え合いの輪が広がり 笑顔で暮らし続けられるまち あきしま

基本目標	施策の方向性と各施策	
1 共に助け合い、 支え合う地域 づくり	1 地域での交流・居場所 づくり	① 交流活動の推進 ② 集いの場、居場所 づくり
	* 重点施策 * 2 地域住民等との協働	① 社会福祉協議会との連携 ② 地域の課題解決に向けた機能 づくり
	3 地域活動・ボランティア 活動の推進	① 地域活動への参加促進
		② NPO・ボランティア等 地域活動の推進
		③ 活動拠点づくり
		④ 地域（福祉）活動の担い手の 確保・育成
	2 一人ひとりの 課題を解決できる 仕組みづくり	* 重点施策 * 1 包括的な相談支援体制 （重層的支援体制）の整備
2 福祉サービス等の充実		① 高齢者と家族介護者への支援
		② 障害のある方への支援
		③ 健やかな子どもの育成と 子育て家庭への支援
		④ 健康づくりの推進
		⑤ 福祉サービスの質の向上

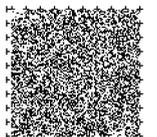


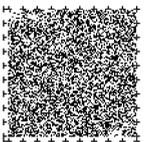
基本目標	施策の方向性と各施策	
2 一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり	<p>* 重点施策 *</p> <p>3 多様な課題を抱える方への支援 (昭島市生活困窮者自立支援計画)</p>	<p>① 虐待及びあらゆる暴力の防止対策</p> <p>② 自殺予防対策</p> <p>③ 生活困窮者支援</p> <p>④ ひきこもり状態にある方への支援</p> <p>⑤ 多様な課題への対応</p>
3 安心して暮らし続けられる環境づくり	1 防災・防犯対策の推進	<p>① 地域における防災・防犯活動の推進</p> <p>② 避難行動要支援者対策</p>
	<p>* 重点施策 *</p> <p>2 誰もが暮らしやすい地域づくり (昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針)</p>	① バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
	3 効果的でわかりやすい情報発信	<p>① わかりやすい情報提供</p> <p>② 関係機関における情報共有</p>
4 権利擁護を推進する仕組みづくり	<p>* 重点施策 *</p> <p>第5章 人権尊重と権利擁護の推進 (昭島市成年後見制度利用促進計画)</p>	<p>① 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用推進</p> <p>② 中核機関の運営支援及び地域連携ネットワークの強化</p> <p>③ 市民後見人の養成及び活躍支援</p> <p>④ 被擁護者の人権及び権利の尊重</p> <p>⑤ 制度利用の申立てが困難な方への支援</p>





第4章 施策の展開





第4章 施策の展開

基本目標 1 共に助け合い、支え合う地域づくり

基本施策 1	地域での交流・居場所づくり
--------	---------------

【現状と課題】

社会・経済情勢及び生活様式や価値観の変化に伴い、地域における課題も複雑化しています。

スマートフォンなどの普及により、情報を容易に入手することも可能となり、日常生活が便利になる一方で、コロナ禍の影響等により、対面による会話や活動・交流する場が減るなど、人と人がつながる機会が減少しています。

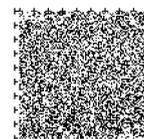
また、市内において自治会加入世帯数も減少の一途をたどる中で、地域住民が地域活動へ参加する機会や交流する場も減少し、地域コミュニティの希薄化も懸念されています。

市民アンケート調査の結果においても、親しく交流したり、世間話のできる人がいる割合が前回の調査結果より半減しています。また、10代から40代の世代で子どもの遊び場や運動する場所が少ないと感じているほか、50代以上の世代では地域の中に気軽に集まれる場所が少ないことが課題であると回答しています。

少子化による児童・生徒数も減少傾向の中、子どもたちの遊びにも変化が見られ、また、親以外の地域のおとなと接する機会も減少し、地域社会で子どもを見守り育てる場面も減少しており、子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりが必要です。

【施策の方向性】

- ・地域住民が地域に関心を持てる機会や、交流の場を通じて、互いに知り合い、助け合える地域づくりをめざします。
- ・高齢者、子どもをはじめ、誰でも気軽に参加できる、安全・安心な居場所や交流の広がりにつながる居場所づくりに努めます。
- ・世代や属性を越えて、地域住民が身近な地域で「顔の見える関係と地域づくり」ができる場所や機会の提供などの支援に努めます。



【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
1-①	交流活動の推進	・各種サロン活動の周知、活性化	福祉総務課
		・さまざまな交流機会の拡充	
		・高齢者各種教室事業の推進	介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・障害のある方の交流活動の支援	市民会館・公民館
		・子育て家庭の交流事業の推進	子ども子育て支援課
1-②	集いの場、居場所づくり	・公共施設等を利用した市民主体の居場所づくりの支援	市民総合交流拠点 施設建設担当 生活コミュニティ課 社会教育課 市民会館公民館
		・放課後の子どもの居場所づくり	子ども育成課
		・子ども食堂推進事業の推進	子ども育成課
		・安全・安心な公園・児童遊園の整備	子ども育成課 管理課

基本施策 2	地域住民等との協働
---------------	------------------

重点施策

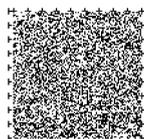
【現状と課題】

社会福祉協議会は、市の総合基本計画や分野別計画の内容を踏まえ、サロン活動の支援や地域課題についての懇談会などを実施し、官民協働による地域福祉の推進に努めています。社会福祉協議会の役割やその活動内容など、地域住民や支援を必要とする方にとって、有益な事業が行われていることから、さまざまな活動や支援を利用する方が増えてはいますが、市民アンケート調査の結果では、その活動の認知度が低く、更なる周知と利用促進を図ることの必要性があります。

また、地域の相談役である民生委員・児童委員についても、活動内容に関する市民の認知度に課題があるため、社会福祉協議会と併せて更なる周知が必要です。

核家族化が進行し、近隣住民同士のつながりも希薄化する中で、家庭をはじめ地域における課題や悩みを独自で解決することが困難な状況にもあります。市民アンケート調査の結果では、地域の問題や課題の解決は、行政と住民が協力して解決方法を考えていきたいとする回答が52.6%となっています。

地域課題については、公的な支援により解決できる場合もありますが、身近な地域において住民同士の連携と協力により解決できる機能や体制を構築していくことも必要です。地域課題に関わる関係機関などとの連携を図りながら、地域力の向上や地域の活性化を図ることが重要です。



【施策の方向性】

- 社会福祉協議会との連携を図る中で、様々な地域課題の解決に向けた取組を推進し、地域福祉の向上をめざします。
- 地域住民一人ひとりの地域福祉についての理解と関心の高まりにつながる取組や、地域福祉活動の推進に努めます。
- 高齢や障害等についての理解を深める福祉教育の取組を通じて、若年層における福祉に関する意識の向上に努めます。
- 各関係機関が地域における課題や情報の共有を図り、課題解決や適切な支援に結びつけることが出来る体制づくりに努めます。
- 社会福祉協議会並びに、民生委員・児童委員の事業や活動の周知と支援に努めます。

【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
2-①	社会福祉協議会との連携	・地域福祉を推進するためのネットワークの推進及び体制の強化	福祉総務課 障害福祉課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・社会福祉協議会の活動支援	福祉総務課
2-②	地域の課題解決に向けた機能づくり	・地域連絡会など関係団体との連携・情報共有	福祉総務課
		・助け合い活動の推進	福祉総務課 障害福祉課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・地域福祉コーディネーターの取組の推進	福祉総務課
		・民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動の周知・推進	福祉総務課



【現状と課題】

高齢化社会が進行する中、高齢者や中高年層が地域活動の担い手の中心となっています。この世代の方々が、地域において第二の人生に生きがいを持って地域活動へ主体的に参加できるよう、様々な活動への参加促進とその活力による地域活性化を図る必要があります。

市民アンケートの調査結果では、NPOやボランティア活動への参加については、興味や関心があっても活動の方法が分からない、仕事や家事・育児などで時間がない、活動には時間もお金も必要など、活動の推進にはさまざまな課題がうかがえます。

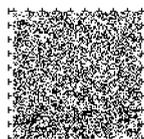
市内には90余りのボランティア団体が登録しており、幅広い分野における活動が行われています。全国的には自然災害も頻発しており、特に災害発生時には地域住民同士による支援を必要とする方への支援と併せて、多くのボランティアによる支援が行われています。

地域生活を送るうえで、地域住民同士のつながりが地域を支え、地域を救うことにつながります。しかしながら、地域活動の担い手が不足しており、担い手の人材発掘や育成が重要な課題となっています。地域活動への参加促進につながるよう、活動への興味・関心を持てるような内容や、誰でも気軽に参加できるなどの工夫を行いつつ、更に活動に関する情報発信と周知の場や機会を増やす必要があります。

また、地域福祉活動の推進を図るため、地域の状況や実情に即した活動ができるようコーディネーターができるリーダーの育成も必要です。

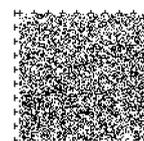
【施策の方向性】

- ・地域におけるボランティアやNPOが継続的に活動し、その役割を発揮できるよう活動支援に取り組みます。
- ・中高年層の能力活用及び、地域活動への参加促進に努めます。
- ・ボランティアをはじめ地域活動に関する情報発信や周知を図るなど、地域活動の推進による地域のつながりづくりに努めます。
- ・地域活動への若年層の参加促進を進める中で、推進役となるリーダーの育成支援に努めます。
- ・地域において生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながら生き生きと暮らすことのできる「地域共生社会」づくりに向けた支援に努めます。



【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
3-①	地域活動への参加促進	・中高年世代の地域活動参加への仕組みづくり	福祉総務課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・地域活動の情報提供・周知の推進	広報課 生活コミュニティ課 福祉総務課
		・自治会への参加促進	生活コミュニティ課
3-②	NPO・ボランティア等地域活動の推進	・ボランティアセンターの利用促進、ボランティア活動の活性化	福祉総務課 社会教育課 市民会館・公民館
		・NPO・ボランティア活動の情報提供の推進	
		・活動団体間の情報共有	
3-③	活動拠点づくり	・ボランティアセンターの活動支援	福祉総務課
		・空き家、公共施設の利活用による活動の場の確保の検討	企画政策課 都市計画課
3-④	地域（福祉）活動の担い手の確保・育成	・ボランティア人材養成講座の推進	福祉総務課
		・ボランティアリーダー、コーディネーターの人材育成・発掘	
		・認知症サポーターの養成	介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・ゲートキーパーの養成	健康課
		・民生委員・児童委員、赤十字奉仕団員の確保	福祉総務課 健康課
		・福祉教育の推進	指導課



基本目標2 一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり

基本施策 1	包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備
--------	------------------------

重点施策

【現状と課題】

令和3年4月、「社会福祉法」が改正され、包括的な支援体制を構築するための具体的な取組として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

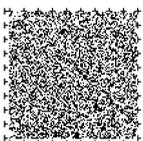
少子高齢化や生活様式の多様化など市民を取り巻く環境の変化に伴い、地域における課題が複合化しています。高齢、障害、子ども、生活困窮など属性を問わない一体的な課題については、既存の制度のみでは解決しえない困難ケースもあり、これまで以上に関係機関における相互連携の強化と柔軟な取組が必要となります。支援を必要とする方へ適切な支援が行き届くよう、既存の相談支援の取組を活かしながら、個人や世帯が抱える地域課題に対し、関係機関の各々の専門的な知見を集結し円滑な解決が図れるよう、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援など包括的な支援体制づくりを進めていく必要があります。

また、市民が気軽に相談でき、多様化する相談に対応できるよう相談に関わる者の専門性を高めるなど質の向上を図り、必要な支援へとつなげられるよう努めていく必要もあります。

地域課題の解決には行政の支援だけでなく、地域においても見守りや可能な支援を行い、寄り添い支え合う地域づくりを進め、課題を抱える市民が身近な地域において、安心して生活することが出来るよう「地域共生社会」を築くことも重要です。

【施策の方向性】

- ・複雑かつ多岐にわたる地域課題について、関係機関と連携した包括的な支援や、アウトリーチ等による継続的な相談・支援による課題解決に努めます。
- ・専門機関及び専門職などによる相談・支援の充実に努めます。
- ・庁内の福祉、教育関係部署の横断的な連携強化を図ります。
- ・地域課題やニーズを捉え、適切な対応やサービスに反映できるよう努めます。
- ・現行の支援における課題及び、市民の相談状況を踏まえ、地域の実情に即した包括的（重層的）支援体制の在り方について、検討していきます。
- ・地域の見守りや寄り添いなどの支援により、悩みや課題を抱える方が孤立することなく暮らすことができるコミュニティづくりに努めます。



【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
1-①	相談支援体制の整備	・関係部署及び機関の横断的な連携体制の確保及び包括的な支援	全課
		・こころと身体の相談・支援体制の充実	健康課
		・事業所との連携、相談体制の充実	障害福祉課
		・相談窓口の充実・強化	障害福祉課 介護福祉課 (地域包括ケア担当) 子ども子育て支援課
1-②	複合的な課題への支援	・地域課題及びニーズに即した既存の社会資源の検討・拡充	保健福祉部・子ども家庭部の各所管課
		・くらし・しごとサポートセンター等関係機関による支援活動の推進	福祉総務課
		・関係機関の連携支援及び、アウトリーチを活用した継続支援	保健福祉部・子ども家庭部の各所管課
1-③	伴走型の地域づくり	・支援を要する方への地域住民による伴走型支援の仕組みづくり	福祉総務課
		・地域コミュニティ活動の推進	生活コミュニティ課

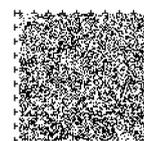
基本施策 2 福祉サービス等の充実

【現状と課題】

市では総合基本計画や各分野別計画に基づき、高齢者、障害のある方、子育て家庭をはじめ、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ利便性や安全性などに留意した市民サービスを実施しています。年齢や障害の有無にかかわらず、市民の誰もが個々の特性に応じた良質なサービスの提供が受けられるよう、着実な事業の実施が求められています。

福祉サービスの実施については、サービスの内容について適正な評価を行い、事業の改善や充実を図る必要があります。

市民アンケート調査における福祉サービスの認知度及び関心度の結果では、保健・予防対策の推進や健康づくりについての認知度が高いものの、その他のサービスについての認知度は低く、一層の周知が必要な状況となっています。



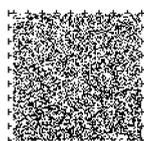
関心の高かった保健・予防対策、健康等に関するサービスについては、すべての市民が生涯を通じて心も身体も共に健やかであるための、健康増進に向けた健康意識の醸成を図るための更なる取組が求められています。

【施策の方向性】

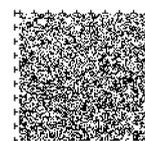
- ・高齢者、障害のある方、子育て家庭などへ必要な支援を適切に提供します。
- ・高齢者、障害のある方、子どもたちが安全に暮らすことができる支援と、地域で支える仕組みづくりによる孤立化防止に努めます。
- ・福祉サービス向上のためのサービス内容の検証及び、職員等への研修などによる質の向上に努め、適切なサービスの提供に努めます。
- ・市民自らが健康への関心を持ち、健康づくりに取り組むための情報発信と事業の実施に努めます。
- ・医師会や医療機関との連携による、保健・医療の充実に努めます。

【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
2-①	高齢者と家族 介護者への支援	・高齢者への相談・包括的な支援	介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・認知症高齢者支援ネットワークの 充実	
		・介護・フレイル予防対策	健康課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
2-②	障害のある方への 支援	・障害のある方の尊厳の尊重	障害福祉課
		・障害のある方への相談・包括的 な支援	
		・障害のある方の社会参加・ 自立支援	
		・障害のある子どもと家庭への支援	障害福祉課 子ども子育て支援課 子ども育成課 指導課



事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
2-③	健やかな子どもの育成と子育て家庭への支援	・支援を要する子どもと家庭への包括的な支援	健康課 子ども家庭部関係部署
		・地域で支える仕組みづくり	福祉総務課 子ども家庭部関係部署
		・子どもと養育者の心と身体の健康	健康課 子ども子育て支援課 指導課
		・子どもの安全な環境の確保	防災安全課 生活コミュニティ課 子ども家庭部関係部署 交通対策課 管理課
		・児童・青少年の健全育成	福祉総務課 子ども家庭部関係部署
2-④	健康づくりの推進	・生涯にわたる健康の包括的な支援	健康課 介護福祉課 (地域包括ケア担当) 女性活躍支援担当 スポーツ振興課
		・健康維持・増進に関する意識の醸成	障害福祉課 健康課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・生活習慣病の予防と生活改善	
		・こころの健康支援	
		・医療機関等との連携による医療体制の確保	
2-⑤	福祉サービスの質の向上	・職員・相談員等の資質向上	全課
		・福祉サービス事業所等の検査・指導、第三者評価制度の推進	福祉総務課 子ども子育て支援課
		・関係機関との連携会議の開催・情報共有	保健福祉部関係部署 子ども家庭部関係部署
		・福祉サービス等に関する情報発信・周知の推進	保健福祉部関係部署 子ども家庭部関係部署



【現状と課題】

個人の価値観が多様化する中で、様々な興味や関心、生き方をもった方たちが暮らしています。また、地域には外国人の方や、性的マイノリティの方も暮らしており、言葉や文化など個々の違いへの理解不足や偏見・差別などにより困難や不便を感じることはないよう、地域住民の意識の醸成を図る必要があります。

また、地域には生活困窮者や、DV等の被害を受けている方、ひきこもり状態にある方、ヤングケアラーの方、生きづらさを感じている方なども存在しており、その状況の捉えにくさから支援につながりにくいことが懸念されています。こうした方々の早期発見には、当事者の方が発するサインやSOSに気づくことが重要であり、早期発見に向けた仕組みづくりと速やかな支援が必要です。

市民アンケート調査の結果では、若年層においてヤングケアラーの認知度が低い傾向があり、周知・啓発を進めていく必要もあります。

地域において誰もが孤立することなく、お互いの良さを尊重し、認め合える誰にでもやさしいまちづくりが求められます。

【施策の方向性】

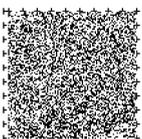
・地域住民が、自身の暮らす地域への関心や意識を高め、支援を必要としている課題を抱える方を見守り支える環境づくりに努めます。

・暴力や虐待など通報・通告者のプライバシーや安全確保を行うとともに、被害者への早期対応・支援に努めます。

・相談業務に携わるすべての職員が研修や教育を通じて、正しい理解と知識をもち適切な対応が図れるよう質の向上に努めます。

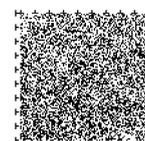
・社会福祉協議会および、昭島市くらし・しごとサポートセンターなどの関係機関や、庁内の関係部署と連携し、生活に困窮する世帯やひきこもり状態にある方への相談・支援に努めます。

・高齢、障害、疾病、虐待、生活困窮の状態にある方や、対象となる制度が無く支援や配慮が必要な方とその家族を支えるための相談・支援体制づくりや、利用可能なサービスにつなぐことができるよう支援に努めます。

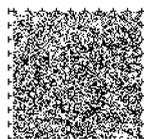


【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
3-①	虐待及びあらゆる暴力の防止対策	・虐待の予防、早期発見、被害者への支援のためのネットワークづくり	関係各課
		・人権教育・暴力を容認しない環境づくりのための啓発・学習	秘書課 子ども家庭部関係部署 指導課
		・安全確保及びケアに関する相談支援体制づくり	保健福祉部関係部署 子ども家庭部関係部署
		・虐待、DV、体罰等防止に関する職員研修の推進と意識の醸成	職員課 子ども家庭部関係部署 保健福祉部関係部署 指導課
		・関係機関の連携強化	関係各課
3-②	自殺予防対策	・身近な相談・包括的な支援体制の確保と自殺対策の推進	健康課 関係各課
		・見守り・支える地域づくりの推進	福祉総務課
		・若年層のこころの相談・支援による児童・若者の自殺防止対策	健康課 指導課
		・市民への啓発・周知の推進	健康課
3-③	生活困窮者支援	P50 昭島市生活困窮者自立支援計画にて記載	
3-④	ひきこもり状態にある方への支援	・ひきこもり家庭の早期発見、関係機関の連携による支援	福祉総務課 介護福祉課 (地域包括ケア担当) 子ども育成課 指導課
		・生きづらさを抱える方の身近な相談支援と継続的な見守り	健康課 保健福祉部関係部署
		・就学や就労など社会とのつながりを希望する方への相談・支援	福祉総務課 産業活性課 指導課



事業 番号	基本事業名	事業内容	担当部署
3 - ⑤	多様な課題への 対応	・多様性を認め合う意識づくり	秘書課 指導課
		・性的マイノリティのある方が生活 しやすい地域づくり	秘書課 女性活躍支援担当 指導課
		・ヤングケアラーについての啓発 及び、当事者への支援体制づくり	健康課 子ども育成課 指導課
		・外国人の方への言葉や生活に関 する支援	企画政策課 市民会館・公民館 庁内関係部署
		・若者の育成及び活動支援の 推進	産業活性課 子ども育成課 社会教育課 市民会館・公民館



多様な課題を抱える方への支援

(昭島市生活困窮者自立支援計画)

重点施策

1 計画の趣旨

平成25年に制定された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護制度に至る前の第二のセーフティネットとして、生活困窮者への包括的な支援を実施しています。生活困窮者自立支援制度は、地域福祉のまちづくりを進めていく上での重要な施策として、第1期の昭島市地域福祉計画に位置付けて取り組んでいます。

これまでの主な取組として、平成27年度から自立相談支援事業及び住居確保給付金の支援などを開始し、平成28年度からは、子どもの学習支援事業を社会福祉協議会へ委託し、平成29年度からは、生活困窮者への支援実績のある企業組合へ委託して「昭島市くらし・しごとサポートセンター」を立ち上げるとともに、家計相談支援事業も開始するなど、生活困窮者への支援の拡充と推進を図っています。

現在、市と社会福祉協議会、ハローワーク、企業組合をはじめ、関係機関・団体で構成する生活困窮者支援調整会議において、要支援者の現況の情報共有や支援策の検討並びに研修を実施し、支援体制の向上に努めています。

2 各事業の実施状況

(1) 自立支援相談事業

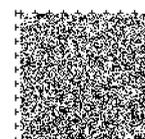
年 度 \ 区 分	新規支援人数	支援者延べ人数
H29年度	87	87
R 4年度	241	1,191

(2) 家計改善支援事業

年 度 \ 区 分	新規支援人数	支援者延べ人数
H30年度	42	42
R 4年度	39	364

(3) 就労準備支援事業

年 度 \ 区 分	新規支援人数	支援者延べ人数	訪問支援人数	訪問支援者延べ人数
R 1年度	16	434	3	28
R 4年度	10	166	1	6



3 施策の方向性

・さまざまな事情を抱え、生活に困窮する方の課題を包括的に受け止め、行政と地域における支援により、生活困窮の状態から自立して生活できる支援体制づくりを推進します。

・ひとり親世帯や生活に困窮する世帯に対する相談支援を充実させるとともに、ハローワークや支援機関との連携による就労支援や生活の安定化を図るための支援に努めます。

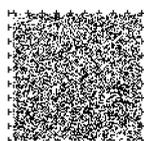
・子どもや若者が生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、関係機関が連携し、食事、生活、学習などの安定性をはかるとともに、将来を担うための社会的ルールなどを身に付け、貧困の連鎖の防止に努めます。

・地域の困り事の相談役である民生委員・児童委員等との連携による、支援を必要とする方の早期発見と適切な支援へ速やかにつながるよう努めます。

・地域で支援を必要としている低所得者や離職者の方に対し、地域の相談支援機関をはじめ、利用可能な制度やサービスに関する情報提供に努めます。

【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
3-③	生活困窮者支援	・ひとり親、生活困窮世帯等の就労・自立相談・支援の推進	保健福祉部関係部署 子ども家庭部関係部署
		・困窮世帯の子どもの学習・教育・生活等の支援による子どもの健全育成	福祉総務課 学務課 指導課
		・フードバンク等との連携及び子ども食堂等への支援	子ども育成課
		・低所得者・離職者対策	福祉総務課 生活福祉課



基本目標3 安心して暮らし続けられる環境づくり

基本施策 1	防災・防犯対策の推進
--------	------------

【現状と課題】

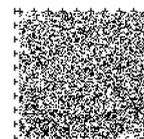
近年、台風や集中豪雨などによる風水害の発生により、生命や家屋の被害が多発しています。災害時には住民同士の助け合いや協力が不可欠となり、日頃から災害時に向けた地域における防災訓練や、高齢者や障害のある方、妊娠中の方や小さな子どもなど支援や配慮が必要な方への対応等を備えておく必要があります。地域の状況に応じた地域住民による体制づくりや、役割分担の調整など地域防災対策を講じることにより、被害を最小限に抑えることが可能となります。

市民アンケート調査の結果では、近所づきあいがいいことから、地域の防災訓練に参加していない割合が高い状況があります。また、災害時には近所の方などの支援があれば避難できる方や、一人では避難ができない方も一定数おり、地域住民による安否確認や避難所までの誘導などの協力が不可欠です。地域における住民同士の関係づくりを強化することにより、誰一人取り残すことなく、生命や地域を災害から守ることにつながります。

災害だけでなく、詐欺や強盗など高齢者などをねらった犯罪も増えています。誰もが安心して暮らすためには、犯罪を生まない地域づくりが必要です。犯罪から住民の生命や財産、そして安全な生活環境を守るうえで、地域住民が日頃から地域に目を向け、異変に気づき犯罪を防止する意識や取組が重要となります。

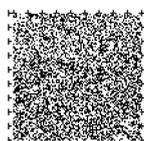
【施策の方向性】

- ・ 地域における防災・防犯に対する意識の醸成に努めます。
- ・ 防災・防犯のために、日頃から地域内の危険箇所の把握と対策を行い、災害や犯罪への備えに努めます。
- ・ 災害及び犯罪防止に向けて、日頃から自助・互助・共助・公助の地域づくりに努めます。
- ・ 避難行動要支援者名簿の周知による名簿登録者の増加に努め、名簿更新等の適正な管理を図るとともに、個別避難計画の作成により、災害時における円滑な避難支援の体制づくりに努めます。
- ・ 安全パトロールの強化と、地域の見守り活動の促進に努めます。
- ・ 関係機関との連携による地域における犯罪防止の啓発に努めます。



【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
1-①	地域における 防災・防犯活動の 推進	・防災訓練への地域住民の参加 促進	防災安全課 生活コミュニティ課
		・災害に強い安全・安心なまち づくり	防災安全課
		・防災・防犯に対する意識の醸成	防災安全課
		・地域住民による災害時の安否 確認及び共助の体制づくりの推進	防災安全課 生活コミュニティ課
		・地域の危険箇所の把握と対策	防災安全課
		・地域の見守り活動の推進と、 安全パトロールの促進	防災安全課 生活コミュニティ課 学務課
		・高齢者等社会的弱者を災害や 犯罪から守る仕組みづくり	防災安全課 生活コミュニティ課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
1-②	避難行動要支援 者対策	・避難行動要支援者名簿登録の 適正な運営・管理	福祉総務課
		・避難行動要支援者の個別避難 計画作成の推進	防災安全課 福祉総務課 障害福祉課 介護福祉課 (地域包括ケア担当)
		・要配慮者・要支援者の避難支援 及び、安全確保の取組	防災安全課 保健福祉部関係部署



(昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針)

重点施策

1 計画の趣旨

東京都では年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、全ての人が安全で安心して快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを目標に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「東京都福祉のまちづくり推進計画」を定め、ユニバーサルデザインの理念に基づく整備を進めてきました。

本市においてもそれらの趣旨を踏まえ、「昭島市都市計画マスタープラン」において、安全・安心なまちづくりの目標を掲げ、公共・公益施設のユニバーサルデザインの促進や、建築物の整備、案内情報の多言語化や街なかの休憩スポットの整備など、誰もが暮らしやすい多様性に対応した都市づくりを推進しています。

また、第1期の昭島市地域福祉計画においても、「昭島市バリアフリー・ユニバーサルデザイン基本方針」を位置づけ、①市民参加と連携の下、地域における福祉のまちづくりを推進する体制整備、②地域の特性やニーズの把握に努め、きめ細かい福祉のまちづくりの施策展開、③市が整備する都市施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った計画推進を目指すべき方向性として明示し、福祉のまちづくりの推進に努めてきました。

現在、「東京都福祉のまちづくり推進計画」の次期計画の策定が進められているところであり、交通機関・道路、施設・環境、情報発信、共生社会実現に向けた心のバリアフリーなど多岐にわたり、ソフト・ハードの両面からバリアフリー推進の検討が行われています。今後、本市におきましても、東京都の次期計画の内容を踏まえ、引き続きユニバーサルデザインを念頭に、各種事業の推進を図っていきます。



2 市内における現状と課題

誰もが住み慣れた地域において、安全に安心して暮らし続けるために、人にやさしい、暮らしやすいまちづくりが必要です。

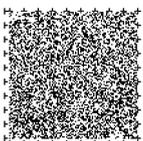
公共施設などの建物や道路などのバリアフリー化や、交通機関などの充実を図ることにより、誰もが利用しやすく気軽に外出することが可能となり、地域における社会参加の広がりにつながります。

市民アンケート調査の結果において、外出をあきらめたことの原因として、移動手段がないとする割合や、階段などの段差が多く、移動が難しいからとする割合が高い結果となりました。また、自由意見の中でも、バスの運行増発や高齢者の移動支援、道路の狭隘や段差、階段の解消などに関する希望が多く寄せられました。こうしたことから、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、市内における更なるバリアフリー化や、移動手段の充実による利便性の向上など、誰もが住みやすいまちづくりが求められています。

また、物理的なバリアフリーと併せて、地域に住む人たちの心のバリアフリーも大切です。日常生活を送るうえで、生活上の不便さを感じることをしないよう、高齢や障害、幼い子どもを連れた方など、配慮が必要な方への理解や思いやりのあるまちづくりが望まれます。

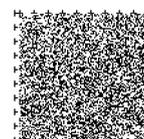
3 施策の方向性

- ・公共施設や道路などの新設・改修などの整備時において、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備に努めます。
- ・段差の解消、障害者誘導用の点字ブロックの改修、誰でもトイレの設置や洋式トイレへの改修などの取組に努めます。
- ・移動が困難な方への支援に努めます。
- ・NPOや民間事業所等の移送サービスによる移動支援に努めます。
- ・道路や建物等における障害物の撤去による、安全な環境の維持・確保に努めます。



【主な取組内容】

事業 番号	基本事業名	事業内容	担当部署
2 - ①	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	・誰もが共に暮らすことのできる 多様性のあるまちづくりの推進	福祉総務課 都市計画課 庁内全課
		・バリアフリー・ユニバーサルデザイン に配慮した建物・道路等の整備	管理課 建築課
		・心のバリアフリーの意識啓発・ 推進	職員課 障害福祉課
		・利便性を踏まえたAバスルートの 検討	交通対策課
		・買い物弱者に対する移動販売の 推進	介護福祉課 (地域包括ケア担当)



【現状と課題】

市が実施するサービスや事業、イベント等のさまざまな情報については、「広報あきしま」を全戸配布するほか、市公式ホームページ等を中心に、すべての市民の方に向けた周知を行っています。また、早急なお知らせについては防災メールやX（旧Twitter）などにより発信していますが、高齢者やパソコン、携帯電話などを保有していない、または活用できない方が情報を確認することが困難であり、すべての方へ速やかに公平でわかりやすい情報を伝えることの課題があります。

市民アンケートの調査結果では、福祉サービスに関する情報の入手方法について、市役所の窓口や「広報あきしま」、市のホームページを利用している方が多いという結果であった一方で、必要な情報が探しにくい、情報発信が足りないなど、情報発信の改善などに対する意見も寄せられています。

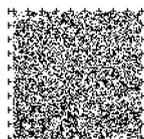
市民のさまざまな状況を踏まえた効果的な情報発信の方法について、更に検討していく必要があります。

【施策の方向性】

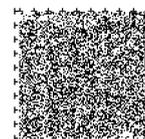
- ・誰もが必要とする情報を確実に得ることが出来るよう、市民の個々の状況を踏まえて、さまざまな媒体を活用した多様な情報発信に努めていきます。
- ・高齢者、障害のある方、外国人の方など、情報の入手が困難な方について、わかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。
- ・市民のニーズを把握し、必要な情報の精査を行い適切な提供に努めます。

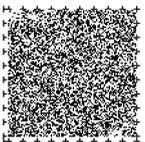
【主な取組内容】

事業番号	基本事業名	事業内容	担当部署
3-①	わかりやすい情報提供	・広報事業の工夫・改善	広報課
		・さまざまな媒体を活用した情報発信	広報課 情報推進課 全課
		・個々のニーズに応じたお知らせ機能の推進	情報システム課 全課
		・デジタル媒体の活用が困難な方への情報提供の工夫	広報課 全課
3-②	関係機関における情報共有	・庁内及び関係機関との情報共有による連携強化	全課



第5章 人権尊重と権利擁護の推進
(昭島市成年後見制度利用促進計画)





第5章 人権尊重と権利擁護の推進 (昭島市成年後見制度利用促進計画)

基本目標4 権利擁護を推進する仕組みづくり

重点施策

1 計画の趣旨

成年後見制度は、認知症や障害などの理由で判断能力が十分でない方の権利を守り、その方の望む生活や財産を法律的に保護するための制度として、平成11(1999)年の民法の一部改正により、従来の禁治産制度が見直され、平成12(2000)年の介護保険制度と同時に始まりました。

超高齢社会の進展と相まって、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加する中、身寄りのない高齢者等への支援は喫緊の課題の一つとなっています。

また、8050問題やダブルケア等の複合的な課題を抱える方も多く、成年後見制度への需要は、今後さらに高まっていくものと想定されます。

認知症のみならず、知的障害、精神障害などがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方については、社会全体で支え合うことが大切であり、こうした取組が「地域共生社会」の実現につながります。

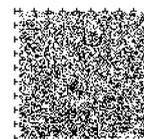
しかしながら、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、必要となる人に十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見利用促進法」という。)が平成28(2016)年5月に施行され、翌年の平成29(2017)年3月には、国の「成年後見制度利用促進計画」が策定されました。これにより、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は、地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。

これらを踏まえ、昭島市では、「昭島市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の理念であるノーマライゼーション、自己決定の尊重、現有能力の活用、身上保護の重視を根本に据えながら、制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。また、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現や、必要な支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「昭島市地域福祉計画」と連携して一体的に策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

4 成年後見制度について

(1) 任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害があることなどにより判断能力が十分でない方の財産や権利を保護し、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります。任意後見制度は、本人に判断能力がある間に、将来、判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書による任意後見契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。なお、この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者となっています。

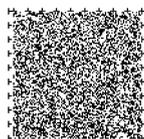
法定後見制度は、既に判断が困難な状態である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族・市区町村長などの申立てによって、家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型により、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

【法定後見制度の類型ごとの支援内容】

区 分	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所が定める行為 (※2)	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
代理できる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）を取り消すことができない。

※2 民法第13条第1項記載の行為の一部に限られる。



(2) 昭島市の現状と課題

現在、昭島市の人口は約114,000人、そのうち65歳以上の高齢者は約30,000人で、高齢化率は26.5%となっています。高齢化の進展と相まって、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加するとともに、加齢による心身の機能低下や認知症などにより、徐々に身の回りのことや財産管理などの手続きを自身で行うことが困難になる方もおり、高齢者の見守りや支援の必要性が高まっています。

また、障害のある方については、愛の手帳所持者が約940人、精神障害者保健福祉手帳所持者は約1,300人で、年々、増加傾向にあります。主な介助の担い手は父母やきょうだい等であり、障害のある子どもを持つ保護者の多くが、自身が高齢となっていくことや保護者なき後の不安を抱えています。

現状においては、成年後見制度についての相談や利用者は増加しているものの、市民アンケート調査における「成年後見制度の認知度」の結果では、「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」を含めて、制度を知らない方の割合が7割となっています。また、「成年後見制度について思うこと」では、制度がよくわからないが5割近く、その他、利用の手続きや費用、相談先がわからないとする回答が多く見られました。

このような状況から、高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域において安心して暮らし続けることが出来るよう、さまざまなサービスや制度について周知を図るとともに、必要な支援につなげていく必要があります。

(3) 成年後見制度利用促進体制

平成21（2009）年、昭島市社会福祉協議会内に「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、認知症や障害などにより判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの情報提供・助言・相談や、日常的な金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を開始しました。

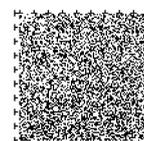
また、同センターにおいては、成年後見制度を市民の方に知っていただくために、講座や事業説明会のほか、家庭裁判所に対し後見制度の申し立て手続きの支援等を行ってきました。

令和4年度からは、地域の法律・福祉等の専門職や、幅広い関係者との連携・対応強化を継続していくための中核的な役割を担う「中核機関」として同センターを位置付け、成年後見制度の更なる利用と、権利擁護支援の体制整備を促進していきます。

【地域福祉権利擁護事業の契約件数】

単位 件

区 分 年 度	認知症 高齢者	精 神 障 害 者	知 的 障 害 者	合 計
H 30	30	27	14	71
R 1	33	23	18	74
R 2	37	22	18	77
R 3	35	25	16	76
R 4	37	22	19	78



【成年後見制度相談支援件数】

単位 件

年度 区分	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
新規相談件数	91	55	94	98	84
継続相談件数	2,324	2,023	2,396	2,640	2,906
合計	2,415	2,078	2,490	2,738	2,990

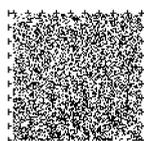
【成年後見制度市長申立件数】

単位 件

年度 区分	申立件数			
	認知症	精神疾患	知的障害	合計
H30	—	2	1	3
R 1	4	1	—	5
R 2	4	1	—	5
R 3	5	1	—	6
R 4	13	2	1	16

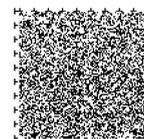
(4) 施策の方向性

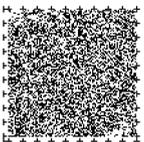
- ・成年後見制度について市民の正しい理解を促し、適切な制度の利用が可能となるよう分かりやすい周知・啓発を行い、利用促進に努めます。
- ・高齢や障害などによる判断能力の低下等が見られ、生活に支障が生じている方などの早期発見と速やかな支援につなぐための体制づくりに努めます。
- ・社会福祉協議会との更なる情報共有・連携を図り、中核機関を中心とした市民や地域の保健・福祉・医療などによる連携のネットワークを強化し、地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用推進に努めます。
- ・支援を必要とする方が、住み慣れた地域において身近な人に支援され、安心して生活できるよう、市民後見人の養成に努めます。
- ・被擁護者が差別や虐待、権利侵害を受けることなく、個人の尊厳が守られるよう、差別や虐待防止の啓発と苦情相談等の支援に努めます。



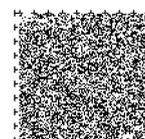
(5) 主な取組内容

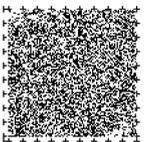
事業番号	基本事業名	事業の内容
①	地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用推進	① 広報機能の充実による制度の周知・啓発
		② 高齢、障害等所管部署の窓口における利用案内の推進
		③ 制度に関する講座・説明会の実施による利用推進
②	中核機関の運営支援及び地域連携ネットワークの強化	① 中核機関との連携及び運営支援
		② 地域連携ネットワークを活用した地域連携の強化
		③ 民生委員、地域福祉コーディネーター等との連携による相談機能の充実
③	市民後見人の養成及び活躍支援	① 東京都等の研修への参加によるスキルアップ
		② 市民後見人・法人後見人の養成講座の実施
④	被擁護者の人権及び権利の尊重	① 高齢・障害のある方などへの虐待防止・人権尊重の啓発と関係機関の連携による支援
		② 虐待、人権やサービスへの苦情相談窓口の充実
⑤	制度利用の申立てが困難な方への支援	① 市長申立事業や、受任調整などを実施し、申立ての負担軽減を支援





第6章 計画の推進及び連携体制





第6章 計画の推進及び連携体制

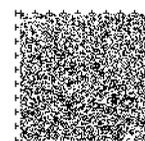
1 計画の基本指標

本計画の進捗状況を評価するための基本的な指標を次のように設定します。

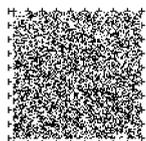
なお、現状値は令和4年度実績または、各計画・資料の当初における数値を記載しています。また、目標値についても、各計画の期間満了時期の目標値を記載しています。

◀ 計画の基本指標 ▶

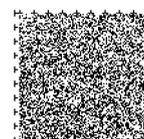
基本目標	施策の方向性と各施策	基本指標			
		指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (各計画における目標値)	関連する計画・資料
共に助け合い、支え合う地域づくり	地域での交流・居場所づくり	市内のサロン数	109か所	(R11年度) 140か所	昭島市地域福祉活動計画
		高齢者各種教室事業数	64か所 971人	(R8年度) 74か所 1,185人	昭島市地域包括ケア推進計画
		子育てひろば設置数	一般型6か所 都単独型 30か所	今後の子育てニーズの状況に応じて拡充を検討	昭島市子ども・子育て支援事業計画
		市民総合交流拠点施設整備	0箇所	(R7年度) 1箇所	昭島市総合基本計画、昭島市都市計画マスタープラン
	地域住民等との協働	社会福祉協議会の活動内容の認知度	24.6%	(R11年度) 50%	昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査
		地域元気ネットワーク事業登録者数	1,420人	(R11年度) 1,700人	昭島市地域福祉活動計画
		地域福祉コーディネーターと住民の話し合いの場箇所数	2箇所	(R11年度) 9箇所	昭島市地域福祉活動計画
		民生委員等の認知度	32.9%	(R11年度) 45%	昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査



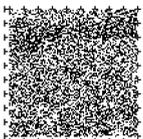
基本目標	施策の方向性と各施策	基本指標			
		指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (各計画における目標値)	関連する計画・資料
共に助け合い、支え合う地域づくり	地域活動・ボランティア活動の推進	趣味を持つ高齢者の割合	(R1年度) 73.2%	(R6年度) 85%	健康あきしま21事前アンケート調査
		ボランティア登録者数	62人	(R11年度) 130人	昭島市地域福祉活動計画
		ボランティア、NPO活動への関心	36.6%	(R11年度) 50%	昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査
		認知症サポーター登録者数	208人	(R8年度) 560人	昭島市地域包括ケア推進計画
		ゲートキーパー養成研修受講者数	269人	(R6年度) 500人	昭島市自殺対策計画
		福祉教育の取組連携学校数	5校	(R11年度) 7校	昭島市地域福祉活動計画
一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり	包括的な相談支援体制の整備	相談支援体制の整備	—	総合・専門的な相談支援体制の確保に向けた検討	昭島市地域福祉計画、昭島市障害者プラン
		複合的な課題への支援	各個別計画の指標達成率	各個別計画の指標達成率	高齢、障害、子ども子育て、子ども若者、健康の各個別計画
	福祉サービス等の充実	アウトリーチによる相談件数	5,347回	(R8年度) 6,400回	昭島市地域包括ケア推進計画
		地域包括支援センターの総合相談件数	10,963件	(R8年度) 14,000件	昭島市地域包括ケア推進計画



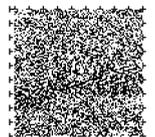
基本目標	施策の方向性と各施策	基本指標			
		指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (各計画における目標値)	関連する 計画・資料
一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり	福祉サービス等の充実	地域連絡会の開催数	10回	(R8年度) 10回	昭島市地域包括ケア推進計画
		高齢者のフレイル、介護予防の一体的取組	—	介護・健康・保険の一体的な取組の実施	昭島市地域包括ケア推進計画
		認知症初期対応相談件数	180件	(R8年度) 230件	昭島市地域包括ケア推進計画
		児童発達支援延べ利用日数	8,614日	(R8年度) 9,576日	昭島市障害者プラン
		放課後等デイサービス延べ利用日数	41,059日	(R8年度) 53,556日	昭島市障害者プラン
		障害のある子ども等の包括的な支援	児童発達支援センターを拠点に保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関の連携会議の充実		昭島市児童発達支援計画
		地域包括ケアシステム構築の検討	保健・医療・福祉関係者と協議し、地域で安心して暮らせる支援体制の構築		昭島市障害者プラン
		ファミリーサポートセンター協力会員数	331人	(R11年度) 365人	昭島市地域福祉活動計画
		健康づくり推進者数	—	R6年度以降実施 80人	健康あきしま21
		特定健診受診率	(R1年度) 51.7%	(R12年度) 65%	健康あきしま21
		介護施設第三者評価受審事業所数	13事業所	実地指導等の機会を通じて制度を周知	昭島市地域包括ケア推進計画



基本目標	施策の方向性と各施策	基本指標			
		指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (各計画における目標値)	関連する計画・資料
一人ひとりの課題を解決できる仕組みづくり	多様な課題を抱える方への支援	高齢者虐待防止ネットワーク会議数	年4回	(R8年度) 年4回	昭島市地域包括ケア推進計画
		自殺対策ネットワーク会議の開催	年1回	(R6年度) 年2回	昭島市自殺対策計画
		生活困窮者支援プラン作成率	(R1年度) 57.4%	(R12年度) 50%以上	昭島市男女共同参画プラン
		ひきこもりの方への支援にかかる連絡会開催	—	(R11年度) 年2回	昭島市地域福祉活動計画
		LGBTの認知度	(R1年度) 57.6%	(R12年度) 70%	昭島市男女共同参画プラン
		人権身の上相談件数	(R1年度) 16件	相談窓口の周知により相談件数を高める	昭島市男女共同参画プラン
		ヤングケアラーの啓発、支援体制づくり	ヤングケアラーの周知と、関係機関の連携による支援体制の検討		昭島市子ども・若者未来対策推進計画ほか、各種計画
安心して暮らし続けられる環境づくり	防災・防犯対策の推進	防災訓練の不参加割合	79.5%	(R11年度) 60%	地域福祉計画策定のためのアンケート調査
		救急医療情報キット配布数	3,327件	(R8年度) 3,850件	昭島市地域包括ケア推進計画



基本目標	施策の方向性と各施策	基本指標			
		指標名	現状値 (R4年度)	目標値 (各計画における目標値)	関連する計画・資料
安心して暮らし続けられる環境づくり	防災・防犯対策の推進	高齢者緊急通報システム設置数	50台	(R8年度) 65台	昭島市地域包括ケア推進計画
		高齢者見守りネットワーク協力機関数	19事業所	制度の普及と参加団体数の増加に努める	昭島市地域包括ケア推進計画
		避難行動要支援者名簿登録者数	3,985人	(R11年度) 4,300人	昭島市地域福祉計画
	誰もが暮らしやすい地域づくり	移動手段がなく外出を諦めた割合	32.2%	(R11年度) 25%	昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査
		階段の段差などで移動が難しく、外出を諦めた人の割合	13.6%	(R11年度) 10%	昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査
	効果的でわかりやすい情報発信	福祉施策の認知度及び関心度	各施策の周知に努め、認知度や関心度の割合を高める		昭島市地域福祉計画に関するアンケート調査
	権利擁護を推進する仕組みづくり	人権尊重と権利擁護の推進	権利擁護に関する学習会の開催	—	(R11年度) 年3回
地域福祉権利擁護の相談者数			4,225人	(R11年度) 4,500人	昭島市地域福祉計画
成年後見制度の利用促進に向けたネットワーク会議実施			年12回	(R11年度) 年18回	昭島市地域福祉活動計画
市民後見人・法人後見人の養成講座の実施			—	年1回	昭島市地域福祉活動計画



2 計画の推進体制

(1) 基本方針

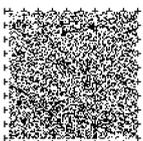
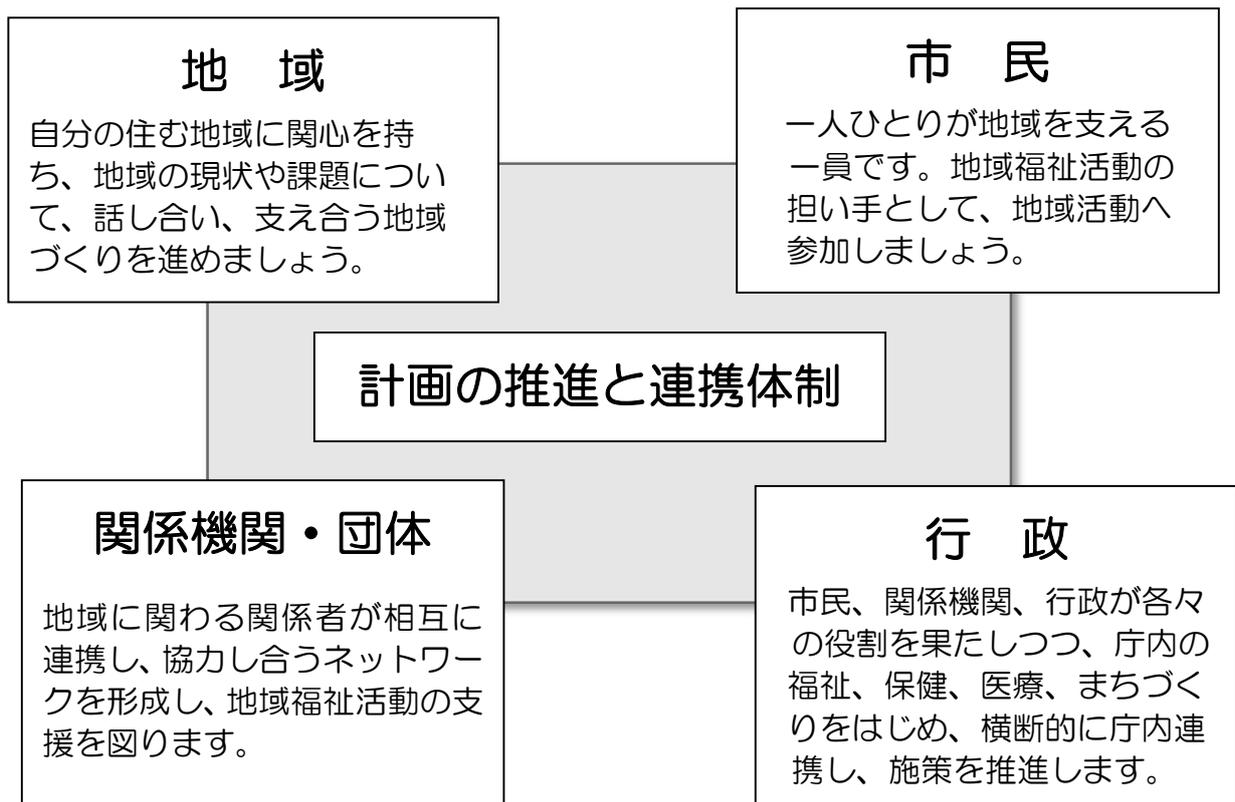
社会福祉法において地域福祉を推進するために、地域住民は相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、「地域共生社会」を実現していくこととしています。

また、地域住民とともに、社会福祉を目的として事業を行う者や、社会福祉に関する活動を行う者が互いに協力し、あらゆる分野の活動へ参加する機会が確保されるよう、地域福祉の推進に努めていくこととされています。

国や地方公共団体については、地域住民等が地域の課題を把握し、関係機関が連携し課題解決を図るための施策と必要な措置を講じることに努めることとしています。

市民や地域を支援する関係機関・団体と行政が互いに連携・協働する中で、地域住民が地域社会において孤立することなく、誰一人取り残さない、誰もが大切にされる社会をめざします。また、本市は全庁的な取組として施策の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の推進と連携体制

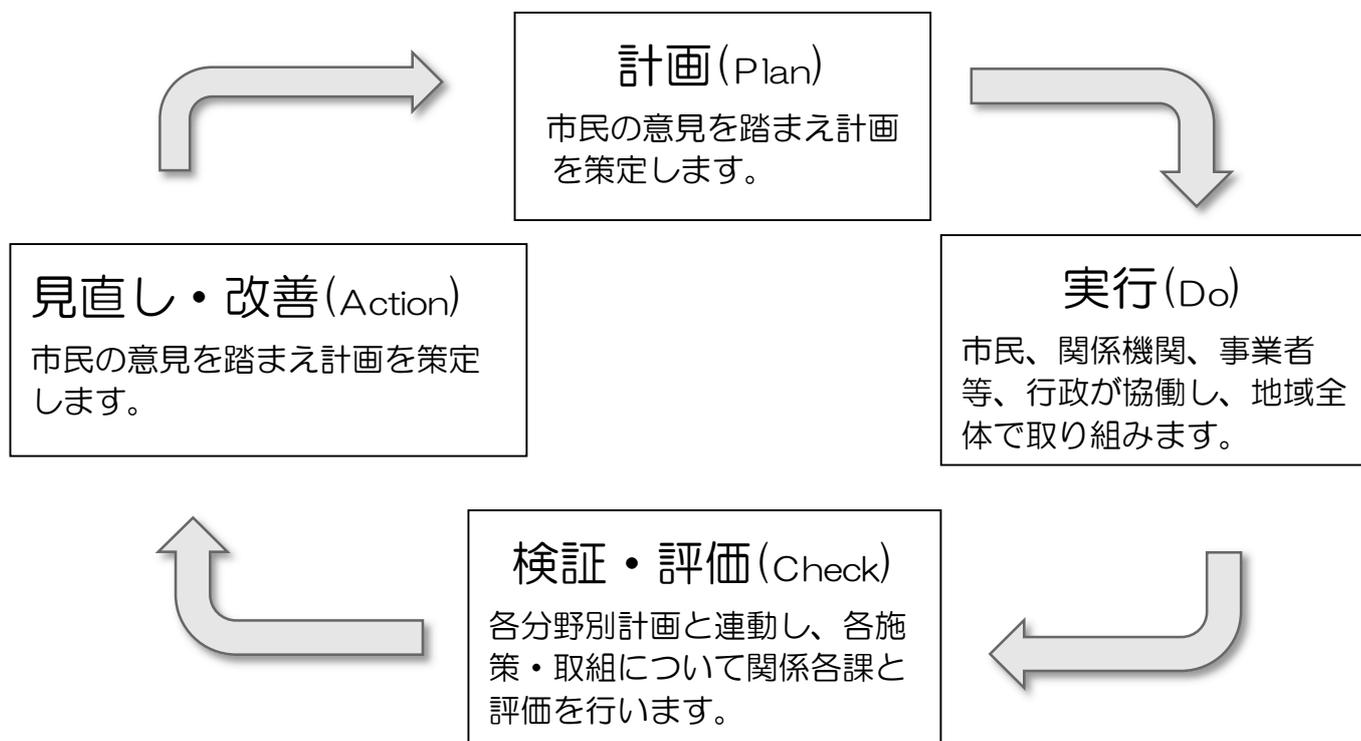


3 PDCAサイクルによる検証

(1) 進行管理

本計画については、評価指標などを活用し、また、地域福祉の状況把握と分析を踏まえ、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

※PDCAとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、計画を継続的に改善していく手法です。



(2) 検証

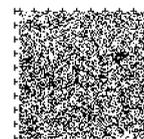
地域福祉計画策定庁内検討委員会等において、各個別計画の実施状況の確認及び評価を行い、計画の進捗を検証します。

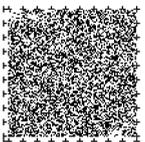
(3) 見直し

検証による評価の結果については、各個別計画並びに本計画の次期策定へ反映していきます。

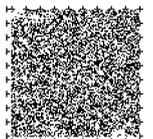
4 市民への情報発信

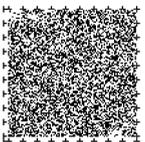
ホームページや広報紙、パンフレットなどさまざまな媒体を活用し、市の施策について情報提供や普及啓発に努めます。





資料編





資料編

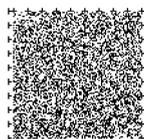
1 用語説明

(五十音順)

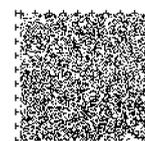
用語 (該当ページ)		説明
あ行	アウトリーチ P52、53、78	支援者が積極的に要支援者のいる場所へ出向き、支援を行うこと。
	NPO P31、42、50、51、 64、78	利益を目的とせず、社会貢献活動を行う市民活動団体などの非営利組織のこと。
	LGBT P80	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの各単語の頭文字を組み合わせた性的マイノリティを包括的に示す言葉。
か行	核家族 P3、40、48	夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子どもからなる世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯いずれかの家族形態のこと。
	家計改善支援 P26、59	債務や滞納のある生活困窮世帯において、家計の把握や見直しによる家計改善を支援する事業のこと。
	虐待 P6、23、43、56、 57、72、73、80	虐待は主に身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト（養育放棄等）などに分類され、これらの行為が繰り返されたら、習慣的に行われる行為のこと。
	救急医療用情報キット P80	保険証の写しや医療情報カードを筒状の入れ物に入れて冷蔵庫に保管し、救急搬送時等に救急隊が迅速かつ的確に活動できるための情報を提供する機器。
	禁治産制度 P69	心神喪失などの状態にある方を保護するため、家庭裁判所が「禁治産」の宣告を行い、本人に後見人をつける制度のこと。2000年以降は、民法の改正により「成年後見制度」に改められた。
	くらし・しごと サポートセンター P26、53、56、59	離職や失業などにより収入が減少し、住居や生活などの不安のある方などについて、専門の相談員が相談及び自立に向けた支援を行う事業所のこと。
	ゲートキーパー P51、78	自殺の危険サインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなぐ、見守る人のこと。
	健康寿命 P24	介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく過ごすことのできる寿命のこと。



用語 (該当ページ)		説明
か行	権利擁護 P41、43、67、69、 71、72、73、81	認知症や障害のある方の人としての権利を守るため、能力に応じて擁護者や代弁者が支援を行うこと。
	合計特殊出生率 P22	15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均割合のこと。
	高齢者救急通報システム P81	独居または高齢者のみの世帯、日中ひとり暮らしと同様の状況となる方や慢性疾患のある方の世帯に通報機器を設置し、緊急時には機器から消防庁へ通報が届き対応が行われるシステムのこと。
	子育てひろば P77	0～3歳を中心とした乳幼児とその保護者が、遊び交流できる場所。子育て相談、子育て講座、子育て情報も得られる場所。
	子ども家庭支援センター P23	子育て家庭や18歳未満の子どもからの相談、児童虐待に関する相談、親子の交流の場や子育ての情報提供による支援を行う機関。
	子ども食堂 P48、60	NPO等が主体となり、子どもを中心とした多世代交流、学習の場及び地域の居場所や食事を提供する事業のこと。子どもの貧困、子育て支援、誰も取り残さない地域づくりの機能を有している。
	コミュニティ P28、39、47、48、 52、53	地域に根付いた地域共同体を意味し、地域社会を表す言葉。また、住民間のつながりや相互の協力関係の意味を含む。
さ行	サロン活動 P48	高齢者をはじめ地域の誰もが気軽に立ち寄り、お茶や食事、趣味等の様々な活動を通じて、楽しさ、生きがいなど社会参加の機会の場。
	市長申立事業 P73	身寄りのない方が成年後見制度を利用する場合、裁判所への申立てや審判の費用請求について、利用者に代わり市町村長が手続きを支援すること。

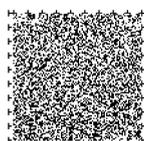


用語 (該当ページ)		説明
さ行	市民後見人 P43、72、73、81	弁護士や司法書士の資格を有してはいないが、社会貢献や倫理観の高い市民で、成年後見制度の養成講座や研修を受講し一定の知識等を身に付け、家庭裁判所により成年後見人等に専任された方のこと。
	社会的包摂（ソーシャルインクルージョン） P7	社会構造の変化により社会的に排除された方や各種制度から漏れた方へ、居場所づくりやアウトリーチの手法を用いて、地域住民を交えた支援を行う仕組みのこと。
	社会福祉協議会 P7、11、13、32、33、39、41、42、48、49、56、59、71、72、77	昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。
	重層的支援 P3、4、5、42、52	複雑化・複合化した地域住民の課題に対し、関係機関の協働による相談支援、参加支援、地域づくりなどの支援を行うこと。
	就労準備支援 P9、26、59	長期離職や対人関係の不安があり、就労に向けた準備の必要な方に対し、日常生活・社会生活・就労における自立に向けた相談・訓練を行うこと。
	自立支援相談 P59	生活に困りごとを抱える方に対し、専門の支援員が相談を受け、相談者に応じた支援を共に考え、自立に向けた支援を行う事業のこと。
	性的マイノリティ P56、58	自身の性に違和感を覚える方、性同一性障害のある方など性についての多様な考えのある方々のこと。
	成年後見制度 P3、4、6、9、10、27、34、41、43、67、69、70、71、72、81	認知症や障害により判断能力が十分でない方の財産管理や、福祉サービスの契約などの手続きを支援し保護するための制度。
	セーフティネット P59	生活困窮世帯についてのセーフティネットは、その状態から脱するための住宅、生活、就労などの安定と自立に向けた支援を行うこと。

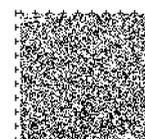


用語 (該当ページ)	説明
第三者評価制度 P55	サービス事業者が専門機関に評価を依頼し、その結果を公表することにより、利用者がサービスを選択する際の目安とする制度のこと。
ダブルケア P3、69	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。
地域共生社会 P3、4、5、6、7、8、 13、39、50、52、69、 82	地域住民や地域の多様な主体が、「支え手」や「受け手」という関係を越え、「我が事」として参画し、人と人・資源が分野を越えて「丸ごと」つながり、住民一人ひとりが地域を共に創る社会。
地域福祉コーディネーター P39、49、73、77	住民の地域福祉活動を支援するため、関係機関とのネットワークづくりや専門的な支援による課題解決に向けた地域資源の開発を担う方のこと。
地域包括ケアシステム P6、69、79	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、医療、介護、住まい等の生活支援を一体的に提供するための体制のこと。
地域包括支援センター P78	地域住民の保健・医療・福祉の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関のこと。高齢者支援の窓口として、主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職が配置されている。
中核機関 P43、71、72、73	「権利擁護支援・成年後見制度」の利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とコーディネート・進捗管理等を行う機関のこと。
DV（ドメスティック バイオレンス） P56、57	配偶者など親密な間柄にある、またはあった者から振られる暴力のこと。
点字ブロック P64	正式名称を視覚障害者誘導用ブロックと言い、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているプレートのこと。
特定健診 P79	生活習慣病予防のために、40～74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うこと。

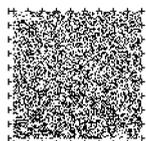
た行



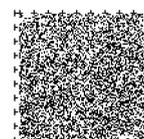
用語 (該当ページ)		説明
な行	認知症サポーター P51、78	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症についての正しい知識を理解し、認知症の方とその家族を支援する方。
	ノーマライゼーション P69	障害のある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通に生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそがノーマルであるとの考え方。
は行	8050問題 P3、6、69	80歳代の親が同居する50歳代の無職やひきこもり状態の子どもの生活を支え、経済的困窮や社会的な孤立に至る問題のこと。
	伴走型支援 P4、53	個人や世帯が抱える生きづらさや社会的な孤立等の複合的な課題に対し、地域や地域資源が継続的につながり寄り添い支援をすること。
	バリアフリー P9、10、11、43、63、64、65	障害のある方も含めすべての方が社会生活や社会参加をしていく上で、障壁となるものをすべて除去すること。
	ハローワーク P59、60	求職中の方への職業紹介や、事業主の方へ雇用対策などの情報提供及び支援を行う国の総合雇用サービス機関のこと。
	ひきこもり P3、6、43、56、57、80	さまざまな要因から社会参加（就学や就労など）を避け、6か月以上、家庭内にとどまり続けている状態のこと。
	ひとり親 P6、22、60	母親または父親のいずれかと、その子どもからなる世帯のこと。
	避難行動要支援者 P43、61、62、81	高齢者、障害のある方など、災害時に自ら避難することが困難で、避難行動や避難生活に支援が必要な方のこと。
ファミリーサポートセンター P79	子育ての援助ができる方と、援助を受けたい方が互いに会員となり、地域で子どもの健全育成を支える活動の連絡・調整を行う機関のこと。	



用語 (該当ページ)		説明
は行	フードバンク P60	食品の製造工程で発生する規格外品を引き取り、廃棄品を削減し、福祉施設や子ども食堂などへ提供し有効活用を図る仕組みのこと。
	フレイル P54、79	加齢などにより徐々に筋力や認知機能など心身の機能が低下し、介護の必要性が高くなる状態のこと。
	放課後等デイサービス P79	学校（幼稚園等を除く）に就学する児童の、授業終了後または休業日に、発達に必要な訓練や社会との交流促進による健全育成を図るため、平成24年から「児童福祉法」に位置付けられた支援事業のこと。
	法人後見人 P73、81	社会福祉法人やNPO等の法人が成年後見人等になり、判断能力が十分でない方の保護や支援を行うこと。
	保健福祉センター P32	保健、障害、高齢、乳幼児等にかかる相談や各種事業を実施するほか、社会福祉協議会、地域包括支援センター等を含む複合施設のこと。
	保護率 P25	1か月中に生活保護を受けた実人数の平均を、各年の10月1日現在の総務省推計人口（総人口）で除して、1,000を乗じた割合のこと。
	ポストコロナ P6	新型コロナ禍における経験を受けて、従来の延長ではない生活様式や価値観等が変化した状況のこと。
	ボランティア P7、28、31、39、42、50、51、78	自発的な意志による自主的な活動で、仕事や学業などとは別に、地域や社会に貢献する活動のこと。
ま行	民生委員・児童委員 P32、33、41、48、49、51、60	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤地方公務員。地域住民の相談や見守り活動を行い、支援が必要な方を地域の専門機関へつなぐ等の役割を担っている方のこと。



用 語 (該当ページ)		説 明
や行	ヤングケアラー P3、6、56、58、80	家族にケアを必要とする方がおり、本来おとなが担う責任や家族の世話・介護などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと。
	ユニバーサルデザイン P9、10、43、63、64、65	年齢や性別、身体能力などの状況に関わらず、誰もが安全に利用出来るよう、初めから障壁を作らないよう設計し環境を創ること。
	要介護認定 P20	1号被保険者（65歳上の方）が、介護サービスを利用する際の介護の必要度合を保険者が判断し、要支援や要介護の決定を行うこと。



2 昭島市地域福祉計画審議会条例

(設置)

第1条 昭島市の福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための地域福祉計画を策定するため、昭島市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係行政機関の職員 3人以内
- (3) 地域福祉に係る関係する団体の代表者 4人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

2 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、前条の規定による市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

(庶務)

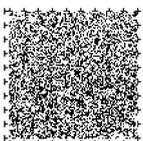
第8条 審議会の庶務は、地域福祉計画担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

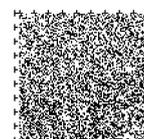
附 則

(施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。



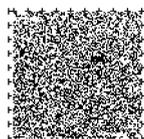
3 昭島市地域福祉計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属機関・団体等	備 考
学識経験者	福 島 忍	目白大学人間学部人間福祉学科	会 長
	山 片 真理子	成年後見センター・リーガルサポート東京支部	
関係行政機関	岩 田 裕 司	ハローワーク立川	令和4年 9月から 令和5年 3月まで
	古 澤 精 一	ハローワーク立川	令和5年 4月から
	栗 原 敦 子	東京都立川児童相談所	
	山 科 美 絵	東京都多摩立川保健所	
地域福祉に関する団体の代表者	安 倍 弘 行	昭島市社会福祉協議会	
	中 島 岩 雄	昭島市自治会連合会	
	蓮 村 幸 兌	社会福祉法人同胞互助会	副会長
	日恵野 裕 之	昭島市民生委員・児童委員協議会	令和4年 9月から 令和5年 3月まで
	小 川 千鶴子	昭島市民生委員・児童委員協議会	令和5年 4月から
公募市民	安 倍 文 枝		
	新 井 麻 美		
	田 口 リ 工		



4 昭島市地域福祉計画審議会開催経過

開催日等		実施内容
第1回	令和4年9月12日	○会長・副会長の選任 ○諮問について ○審議会の今後の進め方について
第2回	令和5年2月15日	○昭島市地域福祉計画基本指標の実施状況について ○市民アンケート調査結果の概要等について ○計画素案（第1章～第2章）について ○施策体系の構成案について
第3回	令和5年7月5日	○施策体系の構成確認 ○計画素案（第3章）基本理念、基本目標等について
第4回	令和5年10月12日	○施策の体系確定 ○計画素案（第4章～第5章）について
第5回	令和5年11月16日	○計画素案（第1章～第6章）について ○パブリックコメントの実施について
パブリックコメント	令和5年12月18日 ～ 令和6年1月17日	○パブリックコメント実施
第6回	令和6年2月8日	書面開催 ○パブリックコメントの結果について ○計画案について



5 昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会

(設置)

第1条 昭島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関し、総合的な調整を図るため、昭島市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 昭島市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人をもって組織する。

2 委員長は、保健福祉部長の職にある者を、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

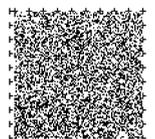
この要綱は、平成29年6月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

別表（第3条関係）

1	企画部企画政策課長	6	子ども家庭部子ども子育て支援課長
2	市民部生活コミュニティ課長	7	子ども家庭部子ども育成課長
3	保健福祉部障害福祉課長	8	都市計画部都市計画課長
4	保健福祉部健康課長	9	学校教育部指導課統括指導主事
5	保健福祉部介護福祉課長		



第2期 昭島市地域福祉計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

発行年月 令和6（2024）年3月

発行 昭島市

編集 昭島市保健福祉部福祉総務課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電話 042-544-5111（代表）

F A X 042-546-8855

